

『朝野群載』卷二一 校訂と註釈(四)

朝野群載研究会

凡例(追加)

一 構成

・³⁸国務条事については、一つ書きそれぞれに第一条から第四二条までの条文番号を付し、個別に註釈を設けた。

四 諸本の略称

校訂における略語表記について、次の事例を追加する。

重書：傍訂・傍書せず、もとあった字の上に直接新たな字を記し訂正した状態。

(例)「定」「之」に重書

六 註

・引用史料の略称について、以下の事例を追加する。

『日本後紀』

↓ 『後紀』

『和名類聚抄』

↓ 『和名抄』

『鎌倉遺文』○○号文書

↓ 鎌・○○

『古今和歌集』

↓ 『古今集』

『大日本古文书』東大寺文書(東南院文書)○○号

↓ 東南院・○○

七 文書の位置づけ・機能

³⁸国務条事においては、文書ではなく各条文の註釈を行うことから、本項の名称を「内容と解釈」とする。

十 時範記との対応

³⁸国務条事を理解する上で、『時範記』承德三年(一〇九九)条は最も基本となる参考史料である。よって³⁸国務条事の註釈においてのみ、『参考史料』の前面に「時範記との対応」の項目を設け、当該条

文との関連部分を掲げて読者の参考に供した。ただし、対応記事が見出せない場合は項目自体を設けない。なお、『時範記』本文は早川庄八「時範記 承徳三年春」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七)に従い、割注部分には〈〉を、校訂部分には〔 〕を付した。

(付記)

今年度の研究会参加者は、以下の通りである。

佐藤信

磐下徹、北村安裕、吉永匡史、澤晶裕、武井紀子、吉松大志、宮

川麻紀、大高広和、山本祥隆、西本哲也、柿沼亮介、林友里江

朝野群載研究会メールアドレス：choyagunsai@yahoo.co.jp

(吉永 匡史)

本文編

③②越前国司停追捕使押領使申文

申停追捕使・押領使

越前国司解 申請 官裁事

請被停止追捕使・押領使等状

右在京雜掌申、云云。今件隨兵・士卒非必其人。或借威使勢橫行所部、或寄事有犯脇略人民。所部不靜還致愁歎。望請 官裁。被停止件使。

若猶郡司之力不及、國宰之勤難堪、須隨事狀申請件使。仍録事狀謹解。

天曆六年三月二日

同年十一月八日左大臣宣、奉 勅、依請。

③③任鎮守府備仗

任鎮守府備仗

太政官符 陸奥國司并鎮守府

正六位上文屋真人季延

正六位上道公方行

右去四月十九日、任鎮守府將軍從五位下源朝臣信孝備仗畢。國・府宜承知。符到奉行。

右中弁源朝臣保光 左少史吉忠宿祢

康保二年五月廿五日

③④上野国送武藏国移

移文

上野國移 武藏國衛

來牒壹紙被載可糺定穀倉院藤崎庄所領田畠四至子細事

右去二月十九日移、今月二日到來備、云々者。依來移旨檢舊例、件田

畠為管邑樂郡所領經數代矣。而今号彼庄所領内可糺定之由、其理難決。

仍移送如件。國也察狀、移到准狀。以移。

長和四年三月四日

③⑤過所牒

過所牒

某國牒 某國路次關々

可勘過某隨身雜物事

右差某國發向。仍可勘過之狀、牒送如件。故牒。

年月日

目

守

③6 遠江国送伊勢太神宮司牒

牒状

遠江國牒 伊勢太神宮司衛

来牒壹紙被載補御厨壹處子細状

牒。去五月十八日衙牒、今日到来備、云々者。抑件御厨、不知往古之子細。依新制之旨、前司已以停廢畢。今被牒送之旨如何。就中、上奏之由見牒状。裁下之時、可言上左右之状如件。乞也、衙察之状。以牒。

永保元年六月十二日

③7 国符

国符

国符 赤穂郡司

應免除太皇太后宮大夫家御領有年庄司・寄人等臨時雜役事

司捌人

惣檢校掾播磨傳野 檢校内舍人播磨音名

別當播磨興昌

預三人孫主良光 同春遠 同重春

專当安曇安信

寄人肆拾壹人

秦得吉 同安成

同用成

同用則

荻田忠正

佐伯直則 秦時正

山邊重則

孫主利種

小邊市正

秦本弘 同吉連

春日直安

同弘安

同成時

山邊重正 安曇貞信 同豊信 佐伯守忠 紀行成

秦清本 同種正 安曇貞道 佐伯有安 秦元時

百濟述高 安曇述友 同述平 同久頼 刑部甥成

刑部利成 縣主依種 同有任 佐伯安遠 同貞遠

秦豊近 春日得成 若湯秋繼 同貞光 秦種讀

早部宮正

右彼家去十月十五日牒、今月十三日到來備、件庄代々相傳之処也。而本公驗等、去四月十三日左衛門督三条家燒亡之次、紛失已了。仍如本立券、免除司・寄人等臨時雜役者、所仰如件。郡宜承知、依件免除。不可違失。符到奉行。

大介藤原朝臣說孝 權大掾大和宿祢

大掾播磨宿祢

佐伯朝臣

權大掾播磨

大目刑部

小目刑部

長和四年十一月十六日

③8 国務条事

国務條事

◇第一条

一、隨身不与状并勘畢稅帳事

不与状者、語勘解由主典清書之。勘畢稅帳者、就主稅寮、得意判官、属書寫之。是皆蜜々所寫取也。但以件帳等、為後任勘濟公文也。

◇第二条

一、赴任國吉日時事

新任之吏赴任國之時、必擇吉日時可下向。但雖云吉日、世俗之說、降雨之日尤忌之。出行亦改吉日、更出行耳。是任人情非有必定。

◇第三条

一、出行初日、不可宿寺社事

世俗說云、不食素餅、不聽凶事、不宿寺中、不寄社頭云々。但今世之人、只隨氣色耳。

◇第四条

一、出京・關間、奉幣道神事

出京之後、所宿之處、蜜々奉幣道神。即令行願途中平安之由。

◇第五条

一、制止途中鬪亂事

新任之吏、赴向任國之間、郎等・從類之中、或奪取人・物、或鬪亂同僚。仍郎等之中、撰定清廉勇士、令制止件事。

◇第六条

一、前使立吏幹勇堪郎等一兩人、令點定夕宿所事

追前途之間、自經日月、若無支度到晚景、則自有不合事。仍前立件郎等一兩、可令點定夕宿。若有不合事者、一人還來可申事由。即為途中用意也。但點所々間、不可致隣里之愁。又隨形進止耳。

◇第七条

一、擇吉日時入境事

在京之間、未及吉日時者、逗留邊下。其間、官人・雜任等慮外來着、令申事由者、隨形召上、可問國風。但可隨形、專不可云無益事。外國之者、境迎之日、必推量官長之賢愚。

◇第八条

一、境迎事

官人・雜任等、任何來向。或國隨身印鑑參向、或國引率官人・雜任等參會。其儀式隨土風而已。參着之間、若當惡日者、暫返國廳、吉日領之。

◇第九条

一、擇吉日時入館事

着館日時、在京之間、於陰陽家令撰定。若卒去吏替之時、或改居所可々。

註 釈 編

③越前国司停追捕使押領使申文

申停追捕使・押領使

越前国司解 申請 官裁事

請被停止追捕使・押領使等状

右在京雜掌申、云云。今件隨兵・士卒非必其人。或借威使勢橫行所部、或寄事有犯脇略人民。所部不靜還致愁歎。望請 官裁。被停止件使。⁽⁴⁾
若猶郡司之力不及、國宰之勤難堪、須隨事狀申請件使。仍録事狀謹解。⁽⁷⁾

天曆六年三月二日

同年十一月八日左大臣宣、奉 勅、依請。⁽⁸⁾⁽⁵⁾

【校訂註】

- (1) 在…「左」(大)
- (2) 云云…「云云云」(葉・史・豊・東)
- (3) 使…脱「使」を補(伴)
- (4) 寄…「宰」「寄」と傍書(伴)
- (5) 歎…「欲」「歎」と傍書(伴)
- (6) 件…脱「件」を補(史)
- (7) 若…「者」(紅)、「者」「若」と傍訂(伴)
- (8) 左…「右」(紅・伴・大)
- (9) 請…「待」(紅)、「待」「請」と傍書(伴)

【書き下し】

追捕使・押領使を停むるを申す⁽¹⁾
越前国司解し 申し請ふ 官裁の事⁽²⁾

追捕使・押領使等を停止せられむことを請ふ状⁽³⁾

右在京雜掌申す、云云と。今件の隨兵・士卒必ずしも其の人に非ず。或は威を使の勢に借りて所部を横行し、或は事を犯有るに寄せて人民を脅略す。所部静かならずして還りて愁歎を致す。望み請ふらくは官裁を。件の使を停止せられむことを。若し猶郡司の力及ばず、國宰の勤堪へ難くは、須く事狀に隨ひて件の使を申請すべし。仍て事狀を録し謹みて解す。⁽⁴⁾
天曆六年三月二日⁽⁵⁾⁽⁶⁾

同年十一月八日左大臣宣すらく、勅を奉るに、請ひに依れ。⁽⁸⁾

【註】

(1) 追捕使・押領使 越前国の追捕使・押領使には魚名流藤原氏の藤原時長の子孫が多く補任されている。『分脈』(中宮亮高房男時長孫)には、越前国押領使として伊傳(冷泉院藏人)・為延(伊傳の子、小一条院帶刀長、北陸七カ国押領使とも)、北陸道七ヶ国押領使・越前国惣追捕使として為頼(為延の子)、さらに越前国追捕使として国章(伊傳の兄弟の系譜)、越前惣追捕使として国貞(国章の子)が見えている。この一族は鎮守府將軍藤原利仁の後裔とされ、後に越前斎藤党を形成する一族である。本文書が作成された十世紀半ばの越前国追捕使・押領使は明確には特定されないが、『分脈』で小一条院帶刀長・越前国押領使とされる為延は、『小右記』永祚元年(九八九)七月二一日条にみえる「帶刀藤原為延」と同一人物であると考えられ、そうであれば為延の父

である越前国押領使伊傳が十世紀半ば頃の押領使であったと想定できる。後掲の系図参照。

(2) 越前国司 『補任』天祿三年(九七二)条の藤原守義尻付には、

「天曆二正七五下(治国)。十一日越前守。同十一正廿七日丹波守。同五正八從四下(越前任中率分其勤。先年止加階。今年又叙之)。応和三正七從四上(丹波功。治国)」とみえており、天曆二年(九四八)正月十一日に守義が越前守に任官したことが分かる。通常であれば守義の任期は天曆五年十二月までとなるから、本文書は守義の後任者によって作成されたと考えられる。

もっとも守義のその後の官歴が天曆十一年の丹波守まで確認できないことから、越前守を重任していた可能性も想定されよう。しかし『補任』には丹波守任官後「同五年」に從四位下に加階されたことがみえ、「先年止加階」と記されている。この記載の直前の「同十一年」が天曆十一年で、この年に天徳に改元されていることを考慮すれば、「同五年」は「天徳五年」と解すべきだろう。すると守義は天曆二年の正五位下以来、天徳五年(九六一)まで加階をとどめられていたようである。その理由としては越前守在任時の官物納入や公文勘会などに不備があったことなどが考えられよう。このような事情を勘案すれば、守義が越前守を重任した可能性は低く、本文書は守義の後任者によって作成されたとみるのが妥当だろう。

なお、本文書の天曆六年当時には権守として平兼盛(『文粹』卷六・平兼盛申勘解由次官図書頭状)、介として橘恒平(『補任』天元六年(九八三)条)、掾として坂上望城(『外記補任』康保四年(九六七)条)が確認できる。

(3)

在京雑掌 雑掌は四度使の随員として天平期から史料上に散見する(初出は天平六年度(七三四)尾張国正税帳)。四度公文に關係し、四度使として上京した国司の文書業務を補佐する役目を負っていた。

雑掌の本来の業務は飽くまで四度使(国司)の補佐であったが、承和十年(八四三)三月十五日官符(『三代格』卷八)には、国司ではなく雑掌が主計寮官人とともに抄帳の勘会を行っていることがみえ、九世紀半ば以降には本来四度使(国司)が行うべき業務が雑掌に代行されるようになっていく。この変化は、国司官長の受領化に伴い任用国司が国務から疎外されていくという地方行政の在り方の変化と対応するものであると考えられる(原田重『国雑掌について』『九州史学』七、一九五八)。

十世紀の雑掌もこの延長線上にあり、受領の指示のもと公文勘会などの業務に従事していたようである。清胤王書状(九条家本延喜式紙背文書)は、康保年間(九六四〜九六六)に周防国から上京した清胤王が、周防に在国する前司に宛てた書状であるが、そこには都において清胤王を中心に「雑掌晴延」、「雑掌連並」らが前司の指示のもと抄帳の勘会など公文勘会に従事している様子が具体的に記されている。また公文の処理だけではなく、書状の遣り取りを通じて、周防と都との間での情報交換がさかんに行われていたことも確認できる。本文書に見える在京雑掌も、清胤王らのように都で受領の出先機関としての役割を担った者たちであると考えられる。

十二世紀になると新任受領が雑事申請に先立って在京雑掌を召し、任国の様子を問うていたことが確認できるようになり(『群

載』卷十一・大治三年（一一二八）八月二八日藤原親賢移遣配流人申文、天養三年（一一四四）三月二九日太政官符案〔平・二五二五〕、応保二年（一一六二）五月二日官宣旨〔平・三三二二〕、治承四年（一一八〇）九月二日太政官符案〔平・三九二四〕など）、在京雑掌からの情報が国務運営上大きな役割を果たしていたことが分かる。本文書は十世紀の例であるが、追捕使・押領使の停止申請が在京雑掌の報告にもとづいて行われていることや、清胤王書状からうかがえるさかんな情報交換の様子を勘案すれば、十世紀段階でも在京雑掌を通じて受領のもとにもたらされた任国の情報が国務運営上大きな役割を果たしていたと考えることができるだろう。

(4) 云々と この部分には本来在京雑掌からの報告内容が記されていたはずであるが省略されている。『群載』は書様を示す文例集であり、文書様式に直接かかわらない部分は省略されることが多い。本文書も追捕使や押領使の停止申請の書様を示すために収録されているのであり、在京雑掌の報告内容は文書様式には直接かかわらないものと判断され、編者の三善為康によって省略されたのであろう。

(5) 随兵・士卒 随兵は供につれる兵士や随行の兵士、士卒は兵士の意味である。本文書ではともに追捕使や押領使の軍事力を構成する者たちである。②7文書では下総守藤原有行が押領使の兼任とともに随兵三十人を給わることをお願い出ている。

(6) 脅略 脅かして掠めとること。なお「脇」と「脅」は同字。

(7) 郡司の：難くは 国司の指示のもと追捕使や押領使が果たしていた治安維持の役割を、今後は郡司が果たしていくということを示

している。養老職員令74大郡条の大領の職掌に「撫養所部。檢察郡事」と見えるように、八世紀以来郡内の治安維持は郡司の職掌とみなされてきた。天曆十年（九五六）六月二日に出された②0文書で、駿河国司が「坂東暴戻之類」、「隣国奸猾之徒」への対応として「国司并郡司雜任」への帯剣許可を求めていることから分かるように、十世紀段階においても国司が郡司とともに治安維持に当たるケースが確認できる。

(8) 左大臣 藤原実頼（九〇〇～九七〇）。この時、左大将・皇太子傳、従二位。忠平男、小野官流の祖。なおこの時の右大臣は実頼の弟師輔である。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、追捕使・押領使の随兵・士卒が越前国内で横暴を働くことを理由に、追捕使・押領使自体を停止することを求めた国解である。ここで糾弾されているのは飽くまで随兵・士卒であるが、当然その背後には追捕使・押領使の存在を想定すべきだろう。

当国解では追捕使・押領使の停止後の国内の治安維持は、国内各郡の郡司の働きをもとに国司によって実現されることを前提としている。したがって、その背景に、国司―郡司という八世紀以来の伝統的な国内統治方式と対立する追捕使・押領使とその随兵・士卒、という構図を読み取ることができるだろう。九世紀末以降、地方の有勢者たちが院宮王臣家や官司と結託し、王臣家人・衛府舍人を称して国郡司に對捍するようになるが、本文書もこのような対立関係の延長線上に位置づけることができるようである。

註(1)でも触れたように越前国の追捕使・押領使には魚名流に属する

(七八〇) 四月三日越前国坂井郡司解には大領として「三国真人淨乘」が〔大日古〕六・六〇三) みえていることから分かるように、八世紀以来の越前国坂井郡の郡領氏族と考えられる。このように時長流藤原氏は都で中央勢力と結びつき滝口や帯刀といった武官的ポストを得て活動する一方で、越前の伝統的な地方豪族と対立するなど、九世紀以来一貫して越前国に影響力を持ち続けていたのである。

以上のことを勘案すれば、本文書の作成背景にも永祚元年の事件と同様に、越前の伝統的な有力者である郡司層と、追捕使・押領使となった時長流藤原氏を中心とした勢力との対立を想定することができるとはならないだろうか。すると、天曆二年(九四八)に越前守に任官した藤原守義の存在は興味深い。守義は藤原山蔭の孫にあたり、山蔭と時長は同母兄弟である(系図参照)。註⁽²⁾で述べたように守義の任期は天曆五年末までと考えられるため、本文書は守義在任時に補任された追捕使・押領使の解任申請である可能性が生じる。同族の守義の時期には良好であった受領と時長流藤原氏及びそれに連なる勢力との関係が、受領の交替に伴って変化し、新しい受領は時長流藤原氏の勢力ではなく、伝統的な郡司層と手を結んで国務の遂行を目指したのではないだろうか。

最後に本文書の『群載』への採録経緯であるが、③〇文書の『文書の位置づけ・機能』で言及したように、天曆年間の典型的な追捕使・押領使関係の文書として、②⑦・②⑨・③〇文書などと一連のものとして流布しており、それを三善為康がそのまま『群載』に採録したのではないかと考えられる。

【関連史料】

『分脈』(中宮亮高房男時長孫)、『小右記』永祚元年七月二日条、
『三代格』卷八・承和十年三月十五日官符、清胤王書状(『山口県史』史料編・古代)、『群載』卷十一・大治三年(一一二八)八月二十八日藤原親賢移遣配流人申文、天養三年三月二十九日太政官符案(平・二五二五)、応保二年官宣旨(平・三三二二)、治承四年九月十二日太政官符案(平・三九二四)

【参考文献】

原田重「国雑掌について」(『九州史学』七、一九五八)、松崎英一「国雑掌の研究」(『九州史学』三七・三八・三九合併号、一九六七)、赤松俊英「雑掌について」(『古代中世社会経済史研究』平楽寺書店、一九七二、初出一九六七)、寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究(『山口県史研究』六、一九九八)、高橋昌明「北国武士団の形成と領主制」(『福井県史』通史編一原始・古代、一九九三)、弥永貞三「朝野群載」(『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七二)

(磐下 徹)

③③ 任鎮守府僉仗

任鎮守府僉仗⁽¹⁾

太政官符 陸奥國司并鎮守府⁽²⁾

正六位上文屋真人季延

正六位上道公方行

右去四月十九日、任鎮守府將軍從五位下源朝臣信孝僉仗畢。國・府宜承知。符到奉行。⁽⁵⁾

右中弁源朝臣保光

左少史吉忠宿祢⁽⁷⁾

康保二年五月廿五日

【校訂註】

- (1) 府…「符」(紅)、「符」〔府〕と傍書(伴)
- (2) 太…「大」(東)
- (3) 鎮…「領」(葉)、「頓」(紅)、「頓」〔鎮〕と傍書(伴)
- (4) 府…「符」(伴)
- (5) 承…「弟」(紅)、「弟」〔承〕と傍書(伴)
- (6) 符…「府」(底・紅・東・伴)
- (7) 忠…「忠」〔志〕と傍書(伴)、「志」(大)
- (8) 宿祢…「在数」(紅)、「庄數」〔宿祢〕と傍書(伴)

【書き下し】

鎮守府僉仗を任ず

太政官符す 陸奥国司并せて鎮守府

正六位上文屋真人季延

正六位上道公方行

右去る四月十九日、鎮守府將軍從五位下源朝臣信孝の僉仗に任じ畢ぬ。

国・府宜しく承知すべし。符到らば奉行せよ。

右中弁朝臣保光 左少史吉忠宿祢

康保二年五月廿五日

【註】

(1) 鎮守府僉仗を任ず 卷二二冒頭の目録では「補鎮守府僉仗」とあ

る。註(3)および【文書の位置づけ・機能】参照。

(2) 鎮守府 鎮兵の制が始まる養老く神龜年間以降、天平宝字元年

(七五七) までに成立した令外の官司(工藤雅樹「多賀城の起源とその性格」伊東信雄・高橋富雄編『古代の日本 8 東北』角川書店、一九七〇)。陸奥国司が鎮守府官人を兼任することにより、

鎮兵の統轄などのより大きな軍事権を国司に付与したが、「征夷」の終焉と共に九世紀初頭に胆沢城鎮守府が成立し、国府の支援の下に胆沢・志波地域の支配を担当する機関に変質する(鈴木拓也「古代陸奥国の官制」『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八、初出一九九四)。十世紀以降の鎮守府將軍は国守から

相対的に独立して租税の徴収や蝦夷との交易などの面で独自の権限を持った「受領官」的な存在とされるが(熊谷公男「受領官」鎮守府將軍の成立」羽下徳彦編『中世の地域社会と交流』吉川弘文館、一九九四)、それに対して十世紀以降も鎮守府は国府

の被官であつて辺境地域での交易や防備を担当するだけであつたという反論も提出されている(淵原智幸「平安前期東北史研究の再検討」『史林』八五・三、二〇〇二)。

(3) 僉仗 和銅元年(七〇八)に設置され、大宰府の帥・大貳と三國

国守及び尾張守にそれぞれ与えられた(『統紀』三月乙卯条)。その後近江守や畿内惣管、陸奥守にも支給され、『三代格』卷五・

弘仁三年(八一二)四月七日官符により陸奥出羽按察使と鎮守將軍にも僉仗の支給が知られる。同官符によつて鎮守將軍の僉仗は

二名と定められ、本文書でのあり方に一致する。三関国などの僉仗は延暦年間に廃止されたとみられるが、その後出羽守に僉仗二

員が置かれ(『三代格』卷五・天長五年(八二八)四月十四日官符)、出羽介の僉仗二人を任じた例もある(『紀略』天曆元年(九

(4) 四七) 八月五日条)。ただし、按察使や大宰帥などの遙任の官には兼仗を支給しないことが定められている(『三代格』巻五・寛平七年(八九五)十一月七日官符)。以上によれば兼仗の支給はほぼ全て武力的な要請に基づいているとみられ、武装して付き従い、護衛を行うというのが兼仗の基本的な性格である。一方兼仗の考選や事力・公廩田の支給といった待遇は史生に準ぜられたことから、史生と同様の一分の官として公廩の配分に預かり、国司の一員として護衛以外の国衙業務にも関わったらしいが(早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七、初出一九六二。東野治之「平安前期制度史小考二題」虎尾俊哉編『日本古代の法と社会』吉川弘文館、一九九五)、国守への権限集中の流れの中でそうした性格は失われていったであろう。『延喜式』においては式部式上38兼仗条や兵部式57將軍兼仗条に規定があり、入色人を補し、願いに応じて一人の採用が許されていた。『符宣抄』第七大宰帥兼仗隨身によれば、十一世紀前半において大宰府の兼仗は給主の奏上に沿って任じられており、陸奥国司等による同様の申請があったことも『北山抄』第六下宣旨事により認められる。したがって兼仗とは、給主との私的な結びつきも強い、武力を伴って給主に近侍する存在と言える。文書名には「鎮守府兼仗」とあるが、他の史料がそうであるようにむしろ「鎮守(府)將軍兼仗」と言った方がその実態を捉えているであろう。

文屋真人季延 ほかにみえず。文屋は文室に同じ。文室真人は天平勝宝四年(七五二)に天武天皇の皇子長親王の子である智努王らが賜姓されたことに始まり(『統紀』九月乙丑条)、弘仁年間の

(5) 征夷に活躍する文室朝臣綿麻呂を輩出するに至るが、智努王の系統以外への「文室真人」の賜姓も九世紀には行われている。現地ではなく中央の人物と考える(『文書の位置づけ・機能』参照)。
道公方行 ほかにみえず。道公氏は越の国の国造氏族と考えられ、大宝律令の選定にも加わった道君首名など、中央にも進出している。一方で九世紀の出羽で得度を許されている俘囚にも、道公の姓がみえている(『類史』巻一九〇・天長七年(八三〇)十月乙卯条、『三実』貞観元年(八五九)三月二六日条)。文屋季延と同様に中央の人物とみる。

(6) 源朝臣信孝 光孝天皇の孫公忠の男。父公忠と兄の信明とともに三十六歌仙の一人に挙げられる上、子の兼澄も歌人で『源兼澄集』を残す。官歴の詳細は不明だが、『分脈』によると鎮守府將軍、但馬介を歴任し、小松將軍と号した。『源兼澄集』によれば兼澄が十一歳の時、父と共に陸奥国に下向し玉造郡(現宮城県北部)を通過しているのが、実際に赴任したことが知られる。そして前任者とみられる鎮守府將軍仲舒が天徳三年(九五九)九月二三日に藤原実頼から赴任の餞を受けており(『清慎公集』)、当時の鎮守府官人の任期が陸奥国司同様五年であったことを考えると(『延喜交替式』)、康保元年(九六四)の九月頃に交替の時期を想定できる。よって、本文書の時期は信孝の任官から下向までの間にあたると思われる。また兄の信明も応和元年(九六一)十月に陸奥守となり、安和元年(九六八)に治国功によって叙位されている(『三十六人歌仙伝』)。つまり当時は兄弟で陸奥国の支配を担当したことになり、これを北方支配の整備を目的としたとする見解がある(渕原智幸「古代末期の東北支配と軍事力編成」

『日本史研究』五四七、二〇〇八。

- (7) 国・府 「国・府」とは所謂国府ではなく、陸奥国と鎮守府のこと。鎮守府將軍の任符も陸奥国司と鎮守府の双方宛てに発行されていて(『符宣抄』第八任符・永延二年(九八八)十月五日官符)、そこには任用国司の任符にみえる「至即任用」の文言がある。これは官制上鎮守府將軍が陸奥国の管轄下であることを示す一方で、当時の陸奥国と鎮守府との特殊な関係を物語っている。

- (8) 源朝臣保光 醍醐天皇の孫で、中務卿代明親王の男。母は右大臣藤原定方女。天曆五年(九五二)文章生より出身し、同八年民部大輔。左右中弁、右大弁、勘解由長官などを歴任し、安和二年(九六九)に藏人頭、翌天禄元年に参議となり、同三年に左大弁長徳元年(九九五)に従二位中納言で薨去、七二歳(以上『補任』)。「補任」天禄元年条は康和三年(一一〇二)正月に右中弁同三年九月に左中弁と記すが、本文書も踏まえると康保二年(九六五)正月に右中弁、同三年九月左中弁とすべきであろう。

- (9) 左少史吉志宿祢 諸本が一致して「吉忠」とするため本文はそれに従ったが、伴本の傍書の通り「吉志」の誤りであろう。『符宣抄』第七〜九において、康保四年(九六七)十二月に右大史、安和二年(九六九)二月に左少(大カ)史、同六月に左大史である吉志宿祢公胤という人物が見えており、同一人物の可能性が高い。

【文書の位置づけ・機能】

兼仗は史生に準ずることから選叙令3任官条の如く式部判補であり

(『統紀』天平元年(七二九)五月庚戌条)、恐らくは鎮守將軍と陸奥守が兼任されていた八世紀の慣行から、鎮守將軍の兼仗も式部省が判

補していた。しかしながら鎮守府の人事は基本的には兵部省の管轄であるため、承和十四年(八四七)に至って鎮守將軍の兼仗も兵部省の補任と改められた(『三代格』卷五・同年閏三月二五日官符)。「延喜式」の関連規定によると、家令等のほか兼仗の補任については弁官を経ずに直接太政官に申上することとされているが(太政官式2庶務申官条・式部式上45与他省申政条・同138兼仗条)、承和十四年以降の鎮守將軍の兼仗については、兵部省がそれに準じたと思われる。しかしこの段階において兼仗の任符がどのような形態であったのかは定かではない。

本文書は陸奥国司および鎮守府に宛てられた、兼仗を任じる太政官符であり、一般の国司任符が国司宛ての太政官符であるのと同様で、この頃の史生の任符もまた太政官符の形態をとっている(『符宣抄』卷八任符・永延二年(九八八)二月二五日官符)。一方『符宣抄』第七大宰帥兼仗隨身・長和四年(一〇一五)四月七日官符は、大宰権帥の兼仗の申請に対する勅許および宣によって式部省に下されたものであり、割注に「先以官符給式部之後、以彼省符任、令作任符、請内印」とあるように、官符を式部省に下した後に省符をもって兼仗を任じ、その他に任符を作らせ内印を請印するとしている。『北山抄』第六下宣旨事にみえる兼仗についての記載からも、給主からの申請↓上卿の奉勅宣↓式部・兵部への官符発給という流れが窺える。以上によれば兼仗の補任に際しては、省に下す官符とそれをうけて兼仗を任じる省符があり、さらに本文書のような任符としての官符が存在していたと考えられる。

兼仗の申請については、『延喜式』においては先述のように式部(・兵部)省から太政官へ申上されているが、『符宣抄』第七にみえる

長保三年（一〇〇一）五月二十九日の式部省宛ての官符や先述の長和四年官符、および長元二年（一〇二九）六月十九日の大宰権帥源道方の事例によれば、その頃までに式部や兵部を通さず直接給主により奏上が行われるように変化しているとみられる。その点で言えば本文書には源信孝による申請についての記載はないが、長和四年の式部省宛ての官符とは異なり太政官による任符では申請については特に言及されなかったものとみることができるので、それによって信孝による任符の申請がなかったとはできないだろう。

本文書は任符の唯一の貴重な事例であるが、一般の任用国司の任符の文言と比較してみた場合、給主である鎮守府將軍源信孝の官位・姓名が本文に明記されている点が特殊である。これは註(3)で触れたように、任符がその官司全体というよりはむしろ將軍や帥といった任官者と密接に結びついていることによるものだろう。当時の東北北部の情勢が必ずしも安穏なものではなかった以上、ここで任命された任符二人は信孝と同時期に、恐らくは同行して、任地に向かつて行ったのではなからうか。そもそも遙任の官には任符は給わられないことは註(3)で述べたところであり、鎮守府將軍が任命から下向までの間に京で行っておくことの内に、任符の申請が入っていたと考えられる。先述の長保三年五月二十九日官符の例によれば、大宰権帥平惟仲は二月二十九日に任符の申請を行い、同官符の出された約一月後の六月二二日に罷申を行っている（『権記』）ことが参考となる。任符二名の名が一枚の任符に載っていることも、右のように信孝と共に下向することが前提であったためと思われる。

【関連史料】

『源兼澄集』、『符宣抄』第七大宰帥任符隨身・第八任符、延喜式部式上138任符・同兵部式57將軍任符・同太政官式2庶務申官符、
『北山抄』第六下宣旨事

【参考文献】

永田英明「任符について」（『川内古代史論集』六、一九九二）、春名宏昭「任符小考」（『律令国家官制の研究』吉川弘文館、一九九七）、市大樹「国司任符の発給について」（『延喜式研究』十四、一九九八）、渡辺滋「日本古代における任官関係文書の特質」（『日本史研究』五四、二〇〇五）
（大高 広和）

③4 上野国送武蔵国移

移文

上野國移 武蔵國（¹）

来牒壹紙（被載可糶倉院藤崎庄所領田畠四至子細事）²

右去二月十九日移、今月二日到來備、（云々）者。依來移旨檢舊例、件田畠為管邑楽郡所領糶代矣。而今号彼庄所領内可糶定之由、其理難決。仍移送如件。國也察狀、移到准狀。以移。³

長和四年三月四日

【校訂註】

(1) 〈衛〉…「衛」（紅）、細字とせず（史・豊）、「衛」「衛」と傍書（伴）

(2) 穀…「穀」「穀」と傍書（伴）

- (3) 藤…下に「原」あり(紅・大)、下に「原」〔抹消〕あり(伴)
- (4) 庄…「廩」〔庄〕と傍書(伴)
- (5) 至…「重」(紅)、「重」〔至〕と傍書(伴)
- (6) 移…「別」(紅)、「別」〔移(牒)〕と傍書(伴)
- (7) 邑…「色」(底・葉・史・紅・東)、「色」〔邑〕と傍訂(豊)、「色」〔邑〕と傍書(伴)
- (8) 号…脱「号」を補(伴)
- (9) 彼…「被」(東)
- (10) 庄…「店」(紅)、「店」〔庄〕と傍書(伴)
- (11) 送…「道」(紅・東)、「道」〔送〕と傍書(伴)
- (12) 也…「色」〔邑〕と傍書(伴)、「邑」(大)
- (13) 寮…「寮」(底・葉)、「寮」〔寮〕と傍書(伴)

【書き下し】

移文

上野国移す 武蔵国(荷)

来牒⁽²⁾壹紙(穀倉院藤崎庄所領田畠四至子細を糺し定むべき事を載せらる⁽⁵⁾)

右去る二月十九日の移、今月二日到来するに備へらく、(云々)てへり。来たる移の旨に依り旧例を検ずるに、件の田畠管邑⁽⁷⁾楽郡の所領として数代を経たり。而るに今彼の庄の所領内と号し糺し定むべきの由、其の理決し難し。仍て移送すること件のごとし。国や状を察し、移到らば状に准へよ。以て移す。

長和四年三月四日

【註】

- (1) 移 移は直接の統属関係のない官司相互で伝達される文書であり、律令では公式令12移式条にその様式を規定する。また、官司の間だけでなく官司から寺院へ伝達する場合にも用いられた。通常の移の書き留め文言は「故移」であるが、直接の統属関係になくとも政務の種類によって指揮下に入る場合には「以移」とした。
- (2) 来牒 武蔵国移に付随して送られてきた牒。内容は、穀倉院藤崎庄の四至を糺し定めることで、穀倉院から武蔵国へ送られてきたものが上野国へと転送されてきたと考えられる。
- (3) 穀倉院 令外官の一つ。平安京内で大学寮の西、二条の南に位置した。初見は『後紀』大同三年(八〇八)九月乙未条。米穀の収納を行う貯蔵庫として成立し、九世紀半ば以降は畿内調銭や無主位田・職田・没官田の地子などを収納した。また、飢饉の際に収納物を廉価で放出したり、文章生に対する学問料の支給、年中行事の饗饌を弁備した。官人は、公卿別当のほか四位別当・五位別当の二重別当制を取った(『西宮記』卷八)。
- (4) 藤崎庄 ほかにみえず。武蔵国だけでなく、上野国にまたがる所領だったと考えられる。
- (5) 二月十九日の移 武蔵国から上野国へ出された移。穀倉院の牒が添付されていたと考えられる。本年の三月二日に到来しており、伝達にかなりの時間がかかっている。
- (6) 云々 今月二日に上野国に到来した二月十九日付けの武蔵国からの移の内容が省略されている。おそらく『群載』への収載段階で省略されたであろう。
- (7) 邑楽郡 上野国所管の郡。『和名抄』では、「於波良岐」。現在の

群馬県の南東端に位置し、東は下野国、南は利根川を挟んで武蔵国に接している。なお、諸本は一致して「色楽郡」とするが、『和名抄』『延喜式』等に見える郡名にしたがえば本文では「邑楽郡」とした。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、穀倉院領藤崎庄の四至確定を求めた牒に対して、上野国が武蔵国からの問い合わせに対して調査して返答したものである。穀倉院からの牒は、上野国に直接出されたものではなく、武蔵国に宛てて出され、武蔵国から上野国に回覧されたと考えられる。藤崎庄は本文書以外に見えず、その所在は判然としないが、穀倉院からの牒は武蔵国宛てに出されたと考えられることから、所領の大部分は武蔵国に所在していたと推測される。おそらくは、利根川の流路変動などによって所領の一部が上野国に混在していたのであろう。しかし、上野国は武蔵国に対して、問題の土地は既に邑楽郡の所領として数代を経ているために、荘園の四至確定は困難である、と返答している。

荘園の四至を記す文書には、免除領田申請・認定の文書、売券、資財帳などがある。この場合は、領主から所在国に対して四至紀定が求められていることから、免除領田申請もしくはその認定に関わる文書であると考えられる。同じ穀倉院領の播磨国小犬丸保では、立保から二百年を経て、改めて雑徭免除のための四至紀定が行われている（『続左丞抄』第一建久八年（一一九七）四月三十日左弁官下文）。本文書も、小犬丸保と同様に四至不確定のものを確定するという類似の状況を示すものとして考えられる。

本文書と年代の近い長和二年（一一〇一三）十一月九日の弘福寺牒

（平・四七三）にみえる免除領田の四至確定は以下のようにして行われる。まず、大和国高市郡の所領について、①弘福寺寺家で「件庄々田、為天智天皇 御施入、経数代也、未有収公之妨、而従前々司、任背旧例、始以収公、因之、注具由牒送於国衙之日、皆以免除已了、而当时御任、今年国検田使臨田頭之日、悉以収公、付負段米并田率米色々雑物勘責、寺家愁為職此由也、仍奉牒如件、乞衙察之状、任前例、勘合図帳、欲被早免除件庄庄収公之妨（以下略）」と弘福寺牒を作成する。②大和守が弘福寺牒を受け取り、その袖に大和国府田所へ下す文言を書き入れる。③大和国府の田所が弘福寺牒を受け取り、寺田の勘注（丹勘）を加え、袖に田所判を加える。④大和守が田所より弘福寺牒を受け取り、それに官物賦課免除の例外文言を坪付首部に付し、さらに紙継目及び免除文言に大和倉印を捺す。⑤大和守より弘福寺寺家へ弘福寺牒が回送され、弘福寺寺家で保管される。弘福寺の例は大和国一国内での四至確定の事例であるが、遠国に所在する所領の四至確定を求める場合の手続きも同じと考えるならば、本文書は①段階に当たる四至紀定を求める穀倉院牒が武蔵国に届き、それが上野国に回覧され、そして上野国での勘注結果が武蔵国にもたらされたと考えることができよう。

また、大和国の栄山寺・弘福寺の荘園では、国司が新任になるたびに免除申請が行われていたことが知られる。本文書において、長和四年の時点での上野介は平維叙であり、見任が確認される（八月二十七日に辞任（『御堂』同日条））。一方の武蔵国は不明であるが、翌寛仁元年（一一〇一七）には源頼貞が見任として見える（『小右記』九月十日条）。よって武蔵国守が新任である可能性もあるが、前述の長和二年の弘福寺の場合には国司の交替に伴わない免除の再認定が行われてお

り、本文書がいずれの場合にあたるかは決めがたい。

本文書は、国から国への伝達文書である移式の様式として収載された。『群載』には、このほかにも穀倉院関係の文書が多く収められている(巻二八・長保三年(一〇〇一)五月二三日太政官符、応徳三年(一〇八六)穀倉院納畢勘文)。穀倉院の官人は、公卿別当のほか、四位別当(弁・藏人頭別当)・五位別当(左右大史・大外記・主計主税頭など)・預・藏人で構成されている。編者である三善為康と穀倉院の関係は定かではないが、別当として主計寮官人や左大史、外記が見えることから、本文書は地方関係文書ではあるものの、牒の返答として武蔵国から穀倉院に返却されてきた関連文書の一つであって、それを穀倉院官人との交友関係から為康が入手し採録したと推測することも可能であろう。

【関連史料】

長和二年十一月九日弘福寺牒(平・四七三)、寛弘六年十月二十日大和国栄山寺牒(平・四四九)、『続左丞抄』第一建久八年四月三十日左弁官下文。

【参考文献】

石上英一「弘福寺文書の基礎的考察」(『古代荘園史料の基礎的研究』上、東京大学出版会、一九九七、初出一九八七)、坂本賞三「免除領田制」(『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、一九七二)、佐藤泰弘「国の検田」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一、初出一九九二)、山本信吉「穀倉院の機能と職員」(『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三、初出一九七三)

(武井 紀子)

③ 過所牒

過所牒

某國牒⁽¹⁾ 國路次關々⁽²⁾

可勘過⁽³⁾ 某⁽⁴⁾ 隨身雜物事

右差⁽⁵⁾ 某⁽⁶⁾ 國發向。仍可勘過之状、牒送如件。故牒。

年月日

守 年月日 目

介 年月日 目

【校訂註】

- (1) 某…「其」(底)、「其」(伴)
- (2) 〈某〉…脱(紅)、細字とせず〔右寄せを指示〕(伴)
- (3) 關…「開」〔「関」と傍書〕(伴)
- (4) 々…脱(底)
- (5) 掾…「介」の下方にあり(伴)

【書き下し】

過所牒

某國牒す 〈某〉 國路次の関々

勘過すべき〈某〉 隨身せる雜物の事

右〈某〉 国に差して発向す。仍て勘過すべきの状、牒し送ること件のごとし。故に牒す。

年月日 目

【註】

(1) 過所牒 過所とは関を通過するために必要な通行証であり、牒とは本来内外の主典以上の官人が諸司に対して上申する際の文書様式である（後には上下関係の明瞭でない官司間でも用いられた）。

いずれも別個に公式令に規定されるいわゆる公式様文書であり、「過所牒」とは、この両者を合体させた新しい文書形式であると考えられる。そもそも過所については、養老公式令22過所式条に次のごとく規定される。

過所式

其事云云。度某関往其国。

某官位姓。〈三位以上、称卿。〉資人。位姓名。〈年若干。若庶人称本属。〉従人。某国某郡某里人姓名年。〈奴名年。婢名年。〉其物若干。其毛牡牝馬牛若干疋頭。

年月日 主典位姓名

次官位姓名

右過所式、並令依式具録二通、申送所司。々々勘同、即依式署。一通留為案、一通判給。

ここから窺い知れる特徴としては、(A)文書中に度えるべき関名を明記すること、(B)あくまでヒトの通過を検察することが主眼となつてゐること、(C)署判を加えるのは次官と主典の二名のみであること、(D)『令集解』同条穴記によれば、申請者が過所式に従い二通文書を作成し、このうち一通に署判を加え正本として支給さ

れたこと、以上の四点であろう。これをふまえて「過所牒」と比較すると、その相違点はそれぞれ、(a)個別関名が「路次関々」として略されている、(b)ヒトではなくモノを主眼とした形式になつてゐる、(c)守以下国司の四等官全てが署判する、(d)国司が新規に作成した文書である、ということになる。

【文書の位置づけ・機能】で述べるが、律令関制度は延暦八年（七八九）に三関が停廃されることによつて終焉を迎え、令制の過所も一応その役目を終えたと推測される。(a)や(b)は、こうした変化を反映したものと推測される。

(c)については、過所式のみならず牒式とも合致しない（養老公式令14牒式条）。僧綱と三綱は移式準用の牒を発給し得たが（養老公式令12移式条）、これも長官と主典のみである。ただ、『令集解』公式令89遠方殊俗条古記に「過所式条、大夫以下少進以上署名、准移式条。」とみえ、早川庄八氏の推測に従いこれが八十一例に編入されたとすれば、養老令以降も効力を有した可能性がある（早川庄八「奈良時代前期の大学と律令学」『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六、初出一九七八）。よつて石田実洋氏が指摘するように、あるいはこの規定が本文書にも影響を及ぼしているのかも知れない（石田実洋「正倉院文書統修第二十八巻の「過所」についての基礎的考察」『古文書研究』五一、二〇〇〇）。ただ、延長四年（九二六）三月十日付大和国牒は四等官全てが署判するよう作成されており（平・二二四）、牒の署判員数自体が厳格なものではなかったとみられる点も留意すべきであろう。

最後に(d)であるが、注意を喚起したいのは、本文に「右差

〔某〕国発向。」とあるごとく、「過所牒」は国司が某人を何らか

の使者として派遣する体裁を取っていることである。よって「過所」という語を冠してはいるものの、行人自らの申請ではなく国司が作成することになるのは、自然な在り様であると言えよう。

以上より「過所牒」は、関を通過するための通行証という点では令制の過所と趣旨を同じくするが、両者は全く別個の文書様式としてとらえる必要があるだろう。

(2) **勸過** 関を管理する関司が行人の過所を勸検し、記載内容と実際の旅行者一行に相違が無いことを確認して、関を通過させること。

補注

本文書の参考に供するため、養老公式令12移式条および同14牒式条を以下に掲げる。

○移式条

移式

刑部省移式部省

其事云云。故移。

年月日 録位姓名

卿位 姓

右八省相移式。内外諸司、非相管隸者、皆為移。若因事管隸者、以以代故。其長官署准卿。〔長官無、則次官判官署。〕国司亦准此。其僧綱与諸司相報答、亦准此式。以移代牒。署名

准省。〔三綱亦同。〕

○牒式条

牒式

牒云云。謹牒。

年月日 其官位姓名 牒

右内外官人主典以上、縁事申牒諸司式。〔三位以上、去名。〕若有人物名数者、件人物於前。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、諸国の司が、国務を帯びて関を度える人に対して発給した通行証である。行人一般を対象とした令制の過所とは異なり、国の業務を担った人（但し官人とは限らない）に限定して作成された文書の書様であることが特徴と言えよう。

八世紀に入り、大宝律令の施行によって《三関―摂津・長門―余関》という構造をもつ律令関制のシステムが構築された（養老衛禁律25私度関条ほか）。『万葉集』にも詠まれたごとく関の出入は厳格に行われたが、延暦八年（七八九）に至り、最重要視されていた三関が停廃されることとなった（『統紀』七月甲寅条）。『三代格』には弘仁兵部格として『統紀』の当該勅を載せるが（『三代格』卷十八・延暦八年七月十四日勅）、そこでは停廃対象を三関に限定しないことから、ここを以て律令関制度のシステムは一応の終焉を迎えたとと言えるだろう。

しかしその後、長門関の復置（時期不明）や白河・菊多剌の勸検強化（『三代格』卷十八・承和二年（八三五）十二月三日官符）、足柄・碓氷関の設置（同上・昌泰二年（八九九）九月十九日官符）から見て取れるように、関は各地域の治安情勢などに応じて再び随時置かれていった。律令関制が三関を頂点とした、中央に指向性を持つ構造であったのに対し、九世紀以降はより地方支配に即した形での関の在り

方に変化したと考えられるのである。そして関は時代が降るにつれ、これを度えようとする行人や船舶から通行料（関銭）を徴収するようになり、中世の経済的関所へと変貌を遂げていく（相田二郎『中世の関所』畝傍書房、一九四三）。

以上のごとく関の変遷が確認できる一方で、過所はどうであろうか。九世紀以降は言を俟たず、令制の過所ですら紙に書された実物は現存しないため、具体的に変遷を跡付けるのは難しい。しかし、『三代格』卷十八・昌泰三年（九〇〇）八月五日官符「応以過所度足柄碓氷等関事」には「而勘過往還之人物、已無本司之過所。因斯無文勘扱、更致稽擁。望請、下知諸司諸国、令請過所、將以勘過。其当国以東諸国過所、先令進国。国司判署、下関令勘。然則奸濫永遏、人心自肅。」とあり、この時点における様相を推測することができる。すなわち、当時においても関の通過に過所を必要とする認識が存在し、令制の過所と同じく行人の本司が発給したようである（「本司之過所」）。そして本官符によって相模国以東においては、行人は所持する過所を直接関に持参するのではなく、関を管する国司にまず過所を提出する↓問題がなければ国司はこれに確認の署判を加え、正過所を行人に返却↓関司は国司の判署が為された過所をもとに行人を勘検、という手続きを踏むこととなった。

そもそも令制において、関司は国司の管理下にあった（永田英明『通行証』『文字と古代日本3 流通と文字』吉川弘文館、二〇〇五）。これが先の昌泰三年官符によって、相模国以東では国司の関与がより一層強められ、まず国府で関の通過の認可を出すという形式に変化したと考えられる。本官符の在り方が、その後東国に限らず一般化したのかどうかは、史料がなく確認できない。しかし、最初の勘検主体が

関所在国の国司に変化したことは、「本司」における発給段階において、養老公式令22過所式条に抛らない「過所」の発生を可能にしたと言えよう。したがって、過所式条にとらわれない「過所牒」のような文書が作成される素地が、東山道・東海道において十世紀初頭には既に作られていた可能性を、充分推測できるのである。

では、「過所牒」はどのように理解できるのだろうか。まず、先の註(1)で保留した過所式条との相違点(a)・(b)について検討を行いたい。

(a)については、三善為康が『群載』に本書様を収載した十二世紀前半の段階において昌泰三年官符のような方式が一般化していたとすれば、必ずしも関名を明記する必要はない。最初に通行の許可を行人に与えるのは関所在国の国司であり、具体的な関名は当該国司が把握していればよいからである。次に(b)は、関銭などの通行料徴収にかかわると推測される。『醍醐雜事記』収載の康治元年（一一四二）六月三十日付大府宣は、門司関の勘過料（通行料）の免除を命じた文書であるが、「任先例早可免除之状、所宣如件」とあることから、これ以前より門司関は勘過料を徴収していたことがわかり（森哲也「下関の成立」『下関市史』原始―中世、二〇〇八）、『群載』成立時には関における通行料徴収が一般化していた可能性がある。かような状況を受けて、当時は関を通過する場合に、物資を明示することが強く要求されたのではないかと推測されよう。

最後に問題となるのは、牒という体裁をとる点である。そもそも周知のごとく、牒は公式令の規定があまり厳格に守られず、時代が降るにつれ上下関係が明確でない官司間で頻繁に使用されるようになった。関司は国司の下部機構であるため、例えば相模国の関司に対し、武蔵国司が符を下してよいかは判然としない。そのために牒の形式がとら

れたと推測されるが、さらに注目したいのは、『本朝無題詩』の釈蓮禪「過門司関述四韻」に「社牒有威不憚行。(香椎宮行牒、威権満日域。抱関者不能拘留。故云)」とある点である。森哲也氏によれば、ここにみえる「行牒」は「旅行者の身分・目的などを保証した一種の過所の機能をもつ文書」と考えられ、「通行税免除の内容を含んでいた可能性」があるとする。この場合は、官司ではない香椎宮であるが故に、関司に対して牒を発給することになったのだろう。よって官司一般に敷衍することには慎重であらねばならないものの、通行証としての牒の発給が、決して特異な現象でないことは確認できるのである。

かつて石田実洋氏は「過所牒」について、三善為康が官宣旨などを参考に机上で作成した文書様式である可能性を指摘した。しかし、同時に氏も留意するように『群載』は正確な様式を収載することに意が払われているとみられ、それはこれまで本研究会で検討してきた『群載』の諸文書からも裏付けられる。石田氏の見解は依然として留意すべきであるものの、ここでは「過所牒」のような牒が『本朝無題詩』の「香椎宮行牒」のごとく実際に行用されており、為康はそこから書様を抽出し『群載』に収録したものと考えておきたい。

【関連史料】

養老公式令12移式条・14牒式条・22過所式条、養老衛禁律25私度関条、『令集解』公式令89遠方殊俗条古記、『統紀』延暦八年七月甲寅条、『三代格』卷十八・延暦八年七月十四日勅、昌泰三年八月五日官符、『醍醐雜事記』康治元年六月三十日大府宣、『本朝無題詩』釈蓮禪「過門司関述四韻」

【参考文献】

相田二郎『中世の関所』（畝傍書房、一九四三）、瀧川政次郎「過所考」（『日本歴史』一一八〜一二〇、一九五八）、石田実洋「正倉院文書統修第二十八巻の「過所」についての基礎的考察」（『古文書研究』五一、二〇〇〇）、永田英明「通行証」（平川南ほか編『文字と古代日本3 流通と文字』吉川弘文館、二〇〇五）、森哲也「下関の成立」（『下関市史』原始―中世、二〇〇八）

（吉永 匡史）

③6 遠江国送伊勢太神宮司牒

牒状

遠江國牒 伊勢太神宮司（衛）⁽¹⁾

来牒壹紙（被載補御厨壹處子細状）⁽²⁾

牒。去五月十八日衛牒、今日到来備、（云々）⁽⁶⁾者。抑件御厨、不知往古之子細。依新制之旨、前司已以停廢畢。今被牒送之旨如何。就中、上奏之由見牒状。裁下之時、可言上左右之状如件。乞也、⁽³⁾衛察之状⁽⁴⁾以牒。⁽⁵⁾

永保元年六月十二日

【校訂註】

- (1) 太…「大」(大)
- (2) 〈衛〉…細字とせず(史・豊)、「衛」(「衛」と傍書)(伴)
- (3) 載…「載」(「載」と傍訂)(伴)
- (4) 補…「少補」(紅)、「少捕」(「補」と傍訂)(伴)
- (5) 衛…「衛」(「衛」と傍書)(伴)

- (6) 「云々」：「次」(紅)、「次」(「云々」と傍訂)(伴)
 (7) 廢：「廢」(史・豊・大)
 (8) 今：「令」(「今」と傍書)(伴)
 (9) 送：「迅」(紅)、「過」(東)、「迅」(「送」と傍書)(伴)
 (10) 奏：「秦」(紅・東・伴)
 (11) 裁：「載」(東)、「裁」(「載」と傍書)(伴)
 (12) 左：「尤」(「左」と傍書)(伴)
 (13) 乞：「是」(紅)、「是」(「衛」と傍書)(伴)、「脱」(大)
 (14) 也：「也」(「察」と傍書)(伴)、「脱」(大)
 (15) 衛：「衛」(「之」と傍書)(伴)
 (16) 察：「寮」(底・葉・紅)、「脱」(伴)
 (17) 之：「之」(「以」と傍書)(伴)
 (18) 状：「状」(「牒」と傍書)(伴)、「脱」(大)
 (19) 以牒：「如件」(紅)、「如件」(「抹消」)(伴)

【書き下し】

牒状⁽¹⁾

遠江国牒す⁽²⁾ 伊勢太神宮司⁽³⁾〈衛〉⁽⁴⁾

来牒⁽⁵⁾ 紙⁽⁵⁾〈蒲御厨壺処子細を載せらるるの状〉

牒す。去る五月十八日衛牒、今日到来するに備へらく、〈云々〉てへり。そもそも件の御厨、往古の子細を知らず。新制の旨に依り、前司已に以て停廢し畢ぬ。今牒し送らるるの旨如何。就中、上奏の由牒状に見ゆ。裁下の時、左右を言上すべきの状件のごとし。乞ふ、衛この状を察せむことを。以て牒す。

永保元年六月十二日

【註】

- (1) 牒状 公式令14牒式条に、主典以上の官人が諸司に対して上申する際の書式として規定される。また、同12移式条にも、僧綱・三綱と諸司間のやりとりの際に、移式に準じつつ牒の字を用いることがみえる(移式準用の牒。なお、この規定は大宝令には存しなかった可能性が高い(『日本思想大系 律令』補注)。一方で、牒は奈良時代の早い時期から個人の文書・官司内文書・下達文書など多様な用途に用いられ、公式令の文書体系から逸脱した部分を補足する機能を果たした(三上喜孝「文書様式「牒」の受容をめぐる一考察」『山形大学歴史・地理・人文学論集』七、二〇〇六)。九世紀以降になると、こうした牒の多様な用法を背景として、宛所に「衛」字を副える形式を備えた牒が現れ、十世紀以降になると一般化した。また、書止もこれに対応した特徴的な形(「乞(也) 衛察之(状)、以牒」)が定型となっていた。このような特徴を有する牒は、国・家・寺などの間に交わされる互通文書であり、国司制度の変化に対応した国を中心とした文書授受の盛行の中で定着していったものであった(川端新「荘園制的文書体系の成立まで」『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇、初出一九九八)。本文書も、宛所の「衛」字や特徴的な書止を有し、互通文書としての牒の一つとして位置づけられる。
- (2) 遠江国 永保元年の守は源基清。基清は醍醐源氏。父は定成。母は平理義の女。応徳三年(一〇八六)十月十一日卒。子に惟兼・友兼らがいる。また、女は藤原為隆(前司藤原為房の男)に嫁し、為国の母となっている(「分脈」)。

(3)

伊勢太神宮司 伊勢神宮の内外宮の祭祀を主導するとともに、神郡・神戸などの管理を行った。なお、永保元年前後の伊勢神宮に
関係する人物は以下の通り。

〔祭主〕

大中臣輔経 父は大藏丞輔隆。祖父の祭主輔親の養子。大藏丞・造外宮使・神祇大副を歴任〔中臣氏系図〕。延久三年（二〇七二）任祭主。永保元年三月十三日卒〔二所太神宮例文〕。

大中臣頼宣 父は神祇大副守孝。母は祭主輔親女。民部丞・出雲守・神祇少副などを歴任する。永保元年任祭主。この後、神祇大副となる。寛治五年（一〇九二）七月二十七日、九四歳で卒〔中臣氏系図〕。

〔大官司〕

大中臣範祐 父は齋宮助・主神司の輔元。叔父の祭主元範の養子となった。承暦年間（四年（一〇八〇）カ）任大官司。在任六年〔二所太神宮例文〕。

〔内宮正禰宣〕〔二所太神宮例文〕〔二所太神宮禰宣転補次第記〕による）

荒木田宮常・荒木田満経・荒木田定平・荒木田延平・荒木田忠元・荒木田氏範

〔外宮正禰宣〕〔豊田氣太神宮禰宣補任次第〕による）

度会頼房・度会広雅・度会雅行・度会頼元・度会常季・度会康雅

(4)

衙 互通文書としての牒に特徴的な表現で、宛先に附された脇付的表現。註(1)参照。天平勝宝二年（七五〇）八月十七日造東大寺

司牒〔大日古〕三・四一四に「造東大寺司 牒北大臣家衙頭」とあるのが、このような「衙」の用法の初見となる。

(5)

蒲御厨 遠江国長上郡に所在。確実な初見は本文書。建久三年（二一九二）八月日伊勢太神宮神領注文〔神宮雑書〕、鎌・六一四によれば、嘉承三年（一一〇八）七月二十九日神宮領注文・永久三年（一一一五）六月十七日宣旨に記載された「往古神領」であった。同地は「開発本領主」淡海静並によって開発され、永保元年の「奉免宣旨」によって、内宮禰宣荒木田延平を給主、静並の五世孫清宗を檢校職とする御厨が正式にたてられたという〔蒲御厨惣檢校職相承系図〕。永保年間前後の遠江国の伊勢神宮領をめぐる相論の経緯については、【**文書の位置づけ・機能**】参照。

(6)

云々 伊勢太神宮司牒の具体的内容が省略されている。遠江国が蒲御厨を停廢したことに對し、蒲御厨の来歴や正当性を主張して説明を求めるとともに、蒲御厨の存続を上奏したことを告げる内容であったと思われる。

(7)

新制 いわゆる延久の莊園整理令。延久元年（一〇六九）に実施され、寛徳二年（一〇四五）以降の新立莊園や、券契不明ないし国務の妨げとなる莊園が停止された〔百鍊抄〕延久元年二月二三日条、同年閏十月十一日伊賀国司序宣〔東南院、四八五〕。寛徳二年の莊園整理令を再確認する性格を有する。

(8)

前司 藤原為房。勸修寺流。但馬守隆方の男。母は右衛門権佐平行親の女。延久五年叙爵。遠江守・周防守・加賀守・尾張守などを歴任する一方で、藏人として後三条・白河・堀河に仕え、藤原師実・師通・忠実らの家司、白河院別当などとして活躍した。鳥

羽の元では蔵人頭・内蔵頭となり、天永二年（一一一一）に参議に昇る。永久三年薨去。時に六七歳。子に為隆・顕隆らがいる。

②文書の註(4)も参照。遠江守には、承保二年（一〇七五）正月二八日任。承暦二年十月二日に服解した（『補任』）。『為房卿記』

同三年五月九日条には、復任の延引に対する為房の不満がみえる。同四年正月五日に治国の功によって従五位上に加階した（『補任』）。

- (9) 乞う、…て牒す 互通文書としての牒に特徴的な書止文言。註(1)参照。なお底本などは「乞衛寮之状」とするが、他の牒の例から「乞衛寮之状」が正しい。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、蒲御厨の停止に抗議する伊勢太神宮司の牒に対し、遠江国が神宮司に送付した牒である。蒲御厨は前司藤原為房が延久の荘園整理令に従って停廃していること、詳細な説明は中央での詮議の際に行うこと、などが述べられている。

本文書の背景には遠江国の伊勢神宮領をめぐる国司と神宮司の対立があった。その基本的な争点は浜名郡に設定されていた神戸の再編にあったと思われる。浜名郡の神戸は、平将門の乱平定の報賽として新神戸が寄進される天暦三年（九四九）以前から存在する本神戸であったが、十一世紀に入ると封物の納入が途絶してその実質は喪失してしまった。そこで、元来本神戸の設定されていた贄代郷に隣接する英多郷を中心として、浜名神戸と称する領域的荘園への転換が図られていた。本文書にみえる相論は、こうした神宮領の再編と、延久の荘園整理令以降の国司による荘園整理の推進が相まって生じた抗争の一環と

して位置づけられる。したがって、本文書を理解するためには蒲御厨だけではなく浜名神戸やそれに隣接する尾奈御厨で進行していた事態にも目を配る必要がある。

本文書に述べられている事態を含む一連の抗争の発端は、遠江守藤原為房が承保二年（一〇七五）から承暦二年（一〇七八）の在任中に伊勢神宮領の尾奈御厨と蒲御厨の停止を実行したことであった（本文書・『帥記』承暦四年五月八日条）。為房による尾奈御厨の停廃の理由は、「超清（起請）（＝寛徳二年の荘園整理令）以降建立」（『帥記』）と説明されている。かつて本神戸の設定されていた贄代郷南部を領域とする尾奈御厨は、本神戸が領域的荘園へと転換していく過程で成立した新立荘園であり、それ故に荘園整理の対象とされたのである。蒲御厨が停止された理由は直接には知りえないが、本文書では延久の荘園整理令にもとづくものと認識されており、おそらくは尾奈御厨と同様に新立であったことが問題とされたのであろう。この後、承暦二年に尾奈御厨に免判が与えられる（『帥記』）一方、蒲御厨は公領に編入され（開発領主源清宗が承暦年中に国司〔為房か〕によって「郡司」に任命されている（『蒲御厨惣檢校職相承系図』）、事態はいったん収束したようである。

状況は新司源基清によって再び動いた。伊勢神宮司の訴えによれば、基清は尾奈御厨を再び停止する一方で尾奈御厨・浜名神戸の稲を刈取り略奪・放火に及んだというのである。基清は尾奈御厨の検田は事実であるが略奪・放火は無根であり、神戸の稲も返却したなどと釈明する陳状を承暦四年五月八日の陣定に提出して一定の理解を得ることに成功したが、神戸の稲の刈取については大きな失策として問題視された（『水左記』同月七日・八日条、『帥記』）。結局、基清は浜名神戸の

稲の刈取によって罪に問われることになり、その罪名をめぐって議論が続き（『水左記』永保元年（一〇八一）八月二十八日・九月八日・十一月二十五日条、『百鍊抄』永保元年八月二十八日・同二年七月十五日条）、永保二年十一月二二日に遠江守を停任させられた（『百鍊抄』）。

このように尾奈御厨・本神戸をめぐる神宮司と守源基清の対立は神宮司側の優勢のもとで推移していたが、本文書にみえる蒲御厨をめぐる相論もその渦中で起きている。上述のように蒲御厨にあたる領域は前司藤原為房によって公領とされて一応の安定をみていたと思われる。神宮司が蒲御厨の問題をここで蒸し返してきたのは、本神戸の稲の刈取という国司側の過失を好機として失地を奪還しようという意図によるものだった可能性が高い。この後、蒲御厨は淡海清宗を檢校職とする内宮の所領として支配体制を確立し、尾奈御厨とともに「往古神領」として相伝されていた（註③も参照）。本文書は、遠江国における伊勢神宮領が確立していく過程を示す史料として位置づけられるのである。

なお、『群載』の諸国関係文書は藤原為房・為隆父子と関連するものが多いが（五味文彦『朝野群載』と『政途簡要集』、『中世社会史料論』校倉書房、二〇〇六）、本文書も為房と密接に関連する事件を扱っている上に源基清も為房の姻族であり、こうした関係から記載されたと考えられる。

【関連史料】

建久三年八月日伊勢太神宮神領注文（『神宮雜書』、鎌・六一四）、
『蒲御厨惣檢校職相承系図』（蒲神明宮文書）

【参考文献】

棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成」、『中世成立期の法と国家』塙書房、一九八三、初出一九七五）、石上英一「神戸と御厨」、『古代莊園史料の基礎的研究』下、塙書房、一九九七、初出一九九四）
（北村 安裕）

③7 国符

國符
赤穂郡司⁽¹⁾

應免除太皇太后宮大夫家御領有年庄司・寄人等臨時雜役事⁽²⁾

司捌人

惣檢校掾播磨傳野 檢校内舍人播磨音名⁽⁵⁾
別當播磨興昌⁽⁸⁾ 預三人（孫主良光 同春遠⁽¹¹⁾／同重春⁽¹²⁾）
專当安曇安信

寄人肆拾壹人

秦得吉 ⁽¹⁴⁾	同安成	同用成	同用則 ⁽¹⁵⁾	荊田忠正 ⁽¹⁷⁾
佐伯直則 ⁽¹⁸⁾	秦時正	山邊重則	孫主利種	小邊市正 ⁽¹⁹⁾
秦本弘 ⁽²⁰⁾	同吉連	春日直安	同弘安	同成時
山邊重正	安曇貞信	同豊信	佐伯守忠	紀行成
秦清本	同種正	安曇貞道 ⁽²²⁾	佐伯有安 ⁽²³⁾	秦元時 ⁽²⁴⁾
百済述高 ⁽²⁴⁾	安曇述友	同述平 ⁽²⁷⁾	同久頼	刑部甥成
刑部利成	縣主依種 ⁽³⁰⁾	同有任 ⁽³¹⁾	佐伯安遠	同貞遠 ⁽³³⁾
秦豊近	春日得成 ⁽³⁴⁾	若湯秋繼 ⁽³⁵⁾	同貞光	秦種讀 ⁽³⁷⁾
早部宮正 ⁽³⁸⁾				

右彼家去十月十五日牒、今月十三日到來備、件庄代々相傳之処也。而

本公驗等、去四月十三日左衛門督三条家焼亡之次、紛失已了。仍如本立券、免除司・寄人等臨時雜役者、所仰如件。郡宜承知、依件免除。不可違失。符到奉行。

大介藤原朝臣說孝 權大掾大和宿祢

大掾播磨宿祢

佐伯朝臣

權大掾播磨

大目刑部

小目刑部

長和四年十一月十六日

【校訂註】

- (1) 赤穂郡司…細字とす〔紅・伴〕
- (2) 大…「太」〔史・豊〕、「太」〔第四画を抹消して「大」と訂正〕
〔伴〕
- (3) 寄…「宰」〔豊・紅・東・伴〕
- (4) 雜…脱〔紅〕、脱〔雜〕を補〔伴〕
- (5) 惣…「摠」〔紅・伴〕、「總」〔大〕
- (6) 掾…「椽」〔伴〕
- (7) 音…「香」〔紅・大〕、「吝」〔東〕、「香」〔音〕と傍書〔伴〕
- (8) 別…「列」〔葉〕
- (9) 昌…「富」〔史・豊〕
- (10) 孫…「孫」〔村敷〕と傍書〔史・豊〕
- (11) 同…「自」〔紅〕、「自」〔同〕と傍訂〔伴〕
- (12) 遠…「逸」〔逸〕と傍書〔伴〕、「逸」〔大〕
- (13) 重…「貞」〔史・豊〕、「重」〔重〕と傍書〔伴〕
- (14) 吉…「吾」〔史・豊〕
- (15) 則…「別」〔紅・東・伴〕
- (16) 荀…「荀」〔葉・東〕、「荀」〔荀〕と傍書〔伴〕
- (17) 忠…「忠」〔安〕と傍書〔伴〕、「安」〔大〕
- (18) 直…「真」〔直〕と傍書〔伴〕
- (19) 小…「山」〔紅・伴・大〕
- (20) 本…「木」〔本〕「大」と傍書〔伴〕
- (21) 吉…脱〔紅〕、脱〔吉〕を補〔伴〕
- (22) 道…「通」〔史・豊〕
- (23) 安…「女」〔史・豊〕
- (24) 濟…「清」〔東〕
- (25) 述…「迷」〔迷イ〕と傍書〔史〕、「迷」〔豊〕
- (26) 高…「离」〔紅〕、「离」〔高〕と傍訂〔伴〕
- (27) 平…「手」〔史・豊〕、「年」〔平〕と傍書〔伴〕
- (28) 甥…「界」〔史・豊〕、「甥」〔界〕「勢イ」と傍書〔伴〕
- (29) 縣…「孫」〔紅・伴・大〕
- (30) 種…「経」〔紅〕、「経」〔種〕と傍書〔伴〕
- (31) 任…「化」〔史・豊〕
- (32) 伯…「伯」〔史〕
- (33) 遠…「延」〔紅〕、「延」〔遠〕と傍書〔伴〕
- (34) 得…「得」〔待〕と傍書〔伴〕
- (35) 湯…「陽」〔湯〕と傍書〔伴〕
- (36) 秋…「祐」〔紅・東・伴・大〕
- (37) 讀…「謙」〔紅・伴・大〕、「謙」〔東〕

- (38) 早…「早」「日下」と傍書(伴)、「日下」(大)
 (39) 十…脱「十」を補(伴)
 (40) 処…「義」(史・豊)
 (41) 左…「左」「右」と傍書(伴)、「右」(大)
 (42) 亡…「已」(東)
 (43) 寄…「宰」(伴)
 (44) 仰…「介」(紅)、「介」「仰」と傍訂(伴)
 (45) 件…「仁」(残画)、「底」、「仰」(葉)
 (46) 違…「遺」(底・葉)
 (47) 符…「府」(紅・東・伴)
 (48) 磨…脱(底・葉)
 (49) 伯…「伯」「伯」と傍書(伴)
 (50) 権大掾播磨…「権大掾大和宿祢」と「大掾播磨宿祢」の間の行にあり(大)

【書き下し】

国符

国符す 赤穂郡司

応に太皇太后宮大夫家御領有年庄の司・寄人等の臨時雑役を免除す

べき事

司捌人

惣検校掾播磨伝野 検校内舎人播磨音名

別当播磨興昌

預三人(孫主良光 同春遠/同重春)

専当安曇安信

寄人肆拾壹人

秦得吉 同安成 同用成 同用則 菊田忠正
 佐伯直則 秦時正 山辺重則 孫主利種 小辺市正
 秦本弘 同吉連 春日直安 同弘安 同成時
 山辺重正 安曇貞信 同豊信 佐伯守忠 紀行成
 秦清本 同種正 安曇貞道 佐伯有安 秦元時
 百済述高 安曇述友 同述平 同久頼 刑部甥成
 刑部利成 県主依種 同有任 佐伯安遠 同貞遠
 秦豊近 春日得成 若湯秋繼 同貞光 秦種読
 早部宮正

右彼の家去る十月十五日牒、今月十三日到來するに備へらく、件の庄は代々相伝の処なり。而るに本公驗等、去る四月十三日左衛門督三成家焼亡の次、紛失すること已に了ぬ。仍て本の如く立券し、司・寄人等の臨時雑役を免除せむてへれば、仰する所件のごとし。郡宜しく承知し、件に依り免除すべし。違失すべからず。符到らば奉行せよ。

大介藤原朝臣説孝

権大掾大和宿祢

大掾播磨宿祢

佐伯朝臣

権大掾播磨

大目刑部

小目刑部

長和四年十一月十六日

【註】

(1) 国符 律令制下、国司が所管の郡司らに対し発給した、符の形式の命令下達文書である。平安中期以降は、遙任国司の増加に伴い、

基本的な国司から郡司へのルートで下されるだけではなく、在京の国司から当事者が受け取り、現地の荘園・公領などにもたらす事例が増加した。

(2)

太皇太后宮大夫 正二位権大納言藤原公任。太政大臣頼忠長男、母は醍醐天皇皇子中務卿代明親王三女。同母の姉妹に円融天皇皇后遵子（本文書の「太皇太后」）、花山天皇女御諱子がいる。康保三年（九六六）に生まれ、天元三年（九八〇）に元服し正五位下に叙せられ、昇進して権大納言按察使となったので四条大納言とも呼ばれた（「補任」）。学芸・有職故実に通じ、『北山抄』や『拾遺和歌集』、『和漢朗詠集』などの編著が知られる。長徳元年（九五）に姉である皇后遵子の皇后宮大夫となり、以後遵子が長保二年（一〇〇〇）に皇太后、長和元年（一〇一二）に太皇太后となるのに従い皇太后宮大夫、太皇太后宮大夫を勤めた。なお用字は一般的に太皇太后宮大夫とすべきだが、底本などが「太皇太后」とするため、本文はそれに従った。

(3)

有年庄 うねのしよう。播磨国赤穂郡に所在した荘園であり、現在の赤穂市西有年・東有年の千種川西岸に比定される。成立の時期は確証を得ないが、十世紀の成立であり、本文所の時期には公任が「代々相伝」していたとされる。また伝領過程は不明ながら、藤原忠通の所領を記したとされる『執政所抄』五月によれば「京極殿御職法事」には有年庄が松の供出を担当していた事が述べられ、また建長五年（一二五三）の近衛家所領目録（鎌・七六三一）にも「京極殿堂領」として有年庄が書かれており、北小路尼（平清盛娘盛子、藤原基実正室）から普賢寺殿（藤原基通）、前大僧正静忠（基通の子）、権僧正静基へと伝領された事が確認でき

るため、十二世紀以降は摂関家近衛流の京極殿領として伝領されていた。義江彰夫氏（『国史大辞典』「摂関家領」の項）・川端新氏（『摂関家領荘園群の形成と伝領』「荘園制成立史の研究」思文閣出版、二〇〇〇、初出一九九四）によれば、頼通―師実―師通―忠実―基実―平盛子（基実室）―基通と伝領された京極殿領の一部として意識されていたと考えられる。

(4)

司・寄人 有年庄の荘官である荘司と、諸役を奉仕した荘民である寄人。荘民のうち、とくに臨時雑役の免除を受ける者を、ほかの荘民（公民）に対比して寄人と称する。

(5)

臨時雑役 十世紀から官物とやらんで公領で賦課された税目の一つ。朝廷の行事経費や国の経費調達のため、国司が公領に随時賦課するものである。個々の具体的な経費名で賦課され、それらの雑多な課役を総称して臨時雑役と呼ぶ。雑徭の系統を引くもののほか、調および交易雑物の系譜を引くものもあり、物納・実役の両面で奉仕される。十一世紀以降、造内裏役や伊勢神宮役夫工米など重要な国家的経費については、荘園にも賦課される一國平均役となっていた。

(6)

司捌人 惣検校から別当までの上級三役は一員であり、すべて播磨氏が占める。播磨氏は播磨地方西部の豪族であり、早くからこの地方に勢力を持った播磨直・佐伯直ら播磨国造の後裔と考えられる。惣検校の播磨伝野は国司の掾であり、また国判の国司にも播磨氏あるいは播磨宿祢氏がみえ、この地域や国衙に播磨氏が強く関わっていた事が窺える。また預には孫主（県主か、註(7)参照）氏の同族三人、専当には安曇氏の名が見えるが、これらの氏族は寄人にも多くみえるため、赤穂郡において一定の勢力を持つ

ていたと見てよいであろう。なお、捌人とする見出しと人数（七人）は一致せず、何らかの書き誤りの可能性もある。

- (7) **孫主** 預の三人（孫主良光・春遠・重春）や寄人の孫主利種は、諸本一致して「孫主」とするためそれに従ったが、寄人に県主依種という人物がおり、また「孫」と「県（縣）」の字形は似通っている。あるいは県主の誤りか。

- (8) **寄人肆拾壱人** 寄人は荘園における荘民であるが、同時に郡家などに対して諸役・官物の奉仕や公田の請作を行い、その上で諸役を荘園領主に奉仕するものである。寄人四一人のなかで最も多いのが秦氏の十二人である。平城宮木簡のなかに赤穂郡大原郷（有年周辺）に居住する秦氏を記すものがあり（『平城宮木簡』二・二二六二）、また赤穂郡の郡司に「擬大領外従八位上秦造」（延暦十二年（七九三）五月十四日国郡判解状案残闕、『赤穂市史』四）「大領外正七位下秦造内麻呂」（『三実』貞観六年（八六四）八月十七日条）がみえるなど、秦氏は赤穂郡において奈良時代から続く有力氏族である。預と共通してみえると思われる県主氏や、専当と共通する安曇氏の数も多く、有力農民層が寄人となっていることは明らかであろう。

- (9) **小辺** 紅葉山本・伴本を除く諸本が一致して「小辺」とするためそれに従ったが、同じ寄人の山辺重則や山辺重正と同族と考え、あるいは山辺の誤りとみるべきか。

- (10) **早部** 伴本の校訂を除き諸本が一致して早部とするため、ここではそれに従っている。日下部の誤りか。

- (11) **彼の家去る十月十五日牒** この牒もまた『群載』巻七に収録されており、「田地坪付并司・寄人交名」とともに播磨国衙に届けら

れている。また内容は一致する。

- (12) **本公験** 公験は朝廷・国司が発給した、権利を保障する内容の文書。『群載』巻七・太皇太后宮大夫家牒にみえる「田地坪付并司・寄人交名」こそがこの内容にあたると思われる。このような券文の再立券は手続きとして確立されており、『群載』巻二一に採録された権中納言家領右京七条三坊四坊家地券紛失状では、権中納言家から家牒が左京職に送られ、券文の焼失を保証する判署を申請している。

- (13) **左衛門督** 権中納言藤原教通。父は藤原道長、母は源雅信の女倫子。長徳二年（九九六）に生まれ、寛弘三年（一〇〇六）に元服し正五位下に叙せられる。以後同母兄の頼通に続いて権中納言・権大納言・内大臣・右大臣を歴任、康平元年（一〇五八）従一位、同三年左大臣。頼通から同七年に氏長者を譲られ、治暦四年（一〇六八）関白となる。延久二年（一〇七〇）太政大臣（以上『補任』。妻に藤原公任女がおり、間の子に信家・通基・信長、生子・真子・歆子がある。公任とはその縁で同居していたものである）。

- (14) **三条家焼亡** 三条家は左京三条三坊十四町に所在する教通の邸宅で、教通が父である道長から伝領したものである。教通は舅である公任とともに居住していた。『小右記』長和四年四月十三日条および『御堂』同日条にこの焼亡の事が記され、公任自らが「一物不取出」と述べるなど、三条邸は公任所持の文書類とともに完全に焼亡したようである。

- (15) **藤原朝臣説孝** 非参議左大弁。藤原為輔の二男、母は藤原守義女。天曆元年（九四七）に生まれ、弁官などを歴任し、長和元年八月

十一日に左大弁勞八年によって播磨守に任官される（『御堂』）。

同五年正月には藤原広業が播磨守に任官されており（『補任』寛仁四年（一〇二〇）条）、説孝の任期はそこまでとなる。なお

『小右記』同二年正月二五日条には、公任の消息を受けた実資が、説孝に馬を送り届けたことがみえる。公任と説孝の間にも関係があったと推測されよう。

- (16) 小目 一般的な用字としては少目とすべきだが、諸本が一致して「小目」とするため本文はそれに従った。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、播磨国から赤穂郡司に下された、有年庄の臨時雑役免除にかかわる国符である。任国支配の一環として、雑役免除にかかわる権限を国司は所持しており、国符はそのような権利関係の保証のためにこの頃多く用いられた。同様に国守の意志を伝える文書として庁宣があるが、本文書の時期においては国符の方が一般的であった。

ここでは播磨国赤穂郡に所在した有年庄の庄司・寄人にかかわる雑役免除が、播磨国から赤穂郡に対し通達されているが、当該期の古記録や『群載』所収の文書により、その経緯をほぼ確認する事が可能である。契機となったのは、長和四年四月十三日に藤原教通の三条邸が焼亡したことである（『御堂』『小右記』）。これに際して、教通と同居していた藤原公任の所持品が多く失われ、そのなかに有年庄の公験も含まれていた。そのため有年庄では雑役免除が行われなくなる危機に陥り、荘園から公任に訴えがあった。そこで十月十五日に公任は家牒（『群載』卷七・太皇太后宮大夫家牒）に田地の坪付や荘官・荘民の交名を添えて播磨国に送り、「代々相伝之処」として雑役免除の権利保

障を請求した。十一月十三日に家牒が国衙に到来し、その三日後の十六日には国衙から赤穂郡に対し、臨時雑役免除を命じる国符が発給されたのである（本文書）。

本文書に見られるような、荘園領主が寄人などの人身臨時雑役免除を申請する事例については類例がある（東寺伝法供家牒〔平・二四五〕など）。国免での免除が多く、中野栄夫氏が論じるような、領主が国司の交替に応じて臨時雑役免除を申請するシステムも想定される。ただし本文書の場合は三条家焼亡という具体的契機に基づくものであり、そのようなシステムに基づくものではない。慣例的に、有年庄のように雑役免除が長く行われた荘園については免除が再認されたこと、その際に立券申請が必要だったことが確認されるであろう。

上記のような、寄人が荘園領主に従属することによる雑役免除は、朝廷・国衙のいずれからしても軽々しくは認めがたいものであり、長久の荘園整理令などで寄人の規制が行われた。しかしながら、荘園としての実績を積み事である荘園に対する国郡からの賦課の免除は慣習化していくものであったらしく、永保三年（一〇八三）に伊賀国司は「称庄園者、依公験相伝、数代免判、証拠分明、所得之号也」と述べている（伊賀国司解〔平・一二〇五〕）。

なおこの文書が公任家牒とともに『群載』に収録された経緯について確証は無いが、太皇太后宮大夫家牒における署名に「大学允三善」の名がみえ、その人物が作成した写しが三善家に伝来したものを為康が『群載』編纂に活用した可能性が指摘できるだろう。

【関連史料】

『群載』卷二一・権中納言家領石京七条三坊四坊家地券紛失状、

同卷七・太皇太后宮大夫家牒、「御堂」長和四年四月十三日条、「小右記」長和四年四月十三日条

【参考文献】

長山泰孝「臨時雜役について」(『律令負担体系の研究』塙書房、一九七六、初出一九六五)、阿部猛「律令国家解体過程の研究」(新生社、一九六六)、坂本賞三「日本王朝国家体制論」(東京大学出版会、一九七二)、同「莊園制成立と王朝国家」(塙書房、一九八五)、木村茂光「臨時雜役に關する一考察」(『初期中世社会の研究』校倉書房、二〇〇六、初出一九七六)、中野栄夫「王朝国家期における収取体制」(『律令制社会解体過程の研究』塙書房、一九七九、初出一九七五)、森田悌「臨時雜役について」(『日本古代の耕地と農民』第一書房、一九八六、初出一九八五)、福島好和「莊園の展開」(『赤穂市史』一、一九八二)

(澤 晶裕)

③8 國務条事

國務條事⁽¹⁾

◇第一条

一、隨身不与状并勘畢稅帳事

不与状者、語勘解由主典清書之。勘畢稅帳者、就主稅寮⁽²⁾、得意判官、屬書寫之。是皆蜜々所寫取也。但以件帳等、為後任勘濟公文也。

【校訂註】

(1) 條：下に「々」を補(伴)、下に「々」あり(大)

- (2) 主稅寮：「之稅寮」(紅)、「之德寮」(「主稅寮」と傍訂)(伴)
(3) 蜜：「密」(史・豊・大)、「蜜」(「密」と傍書)(伴)
(4) 所：脱(紅・伴)
(5) 濟：「澁」(紅)、「澁」(「濟」と傍書)(伴)

【書き下し】

國務条事

一、不与状并せて勘畢稅帳を隨身する事

不与状は、勘解由主典に語り之を清書す。勘畢稅帳は、主稅寮に就き、意を判官に得、屬之を書写す。是皆蜜々に写し取る所なり。但件の帳等を以て、後任の勘濟公文と為すなり。

【註】

- (1) 國務条事 新任国司の心得や、任地で行うべき政務・行事などを本条以下計四二条にわたって書きあげている。この項目名について、卷二二冒頭の目録では諸本すべて「國務條々事」となっている。また本条でも伴本は「國務條事」に「々」を補っており、国史大系本も、おそらくそれをうけて「國務條々事」としている。ただし、目録と本文中の項目名が異なる例は他にも散見される。ところで、また本条の写本においては、底本以下諸本で「國務條事」となっている。「條事」という表現が「條事定」など平安時代後期において一般的に使用された語句であることも勘案すると、底本以下諸本にあるように「國務條事」とするのがよいと思われる。

(2) 不与状 不与解由状のこと。官人の交替に際して、本来は不備な

く交替事務が完了したことを証明する解由状が新任者から前任者に発給されるが、特に国司の交替に際して、九世紀以降官物や国内施設の欠負・無実の進行によって解由状が発給できない事態が生じた。そのため欠負・無実の状況と、解由状を発行できない旨を記した不与解由状が作成され、平安時代中期以降、次第に解由状に代わって交替書類として重要視されるようになった。

- (3) **勘畢税帳** 主税寮で勘会の終わった正税帳のこと。ただし、平安時代中期以降諸国正税の欠負未納の恒常化につれて税帳勘会も形骸化していくに伴い、主税寮は税帳勘会の結果、過去の欠負未納など問題となった部分を指摘した正税返却帳を作成するようになった。本条でいう「勘畢税帳」とはこの正税返却帳のことである（佐々木恵介「受領と日記」山中裕編『古記録と日記』下、思文閣出版、一九九三）。しかし、補填すべき過去の未納などを示す役割を持っていた正税返却帳は、やがて当任分の勘済を示すものとして扱われるようになり、受領の公文勘会に必要な文書として重視されるようになった。正税返却帳は主税寮から民部省への解の形式で作成され、民部省がそれに押署し国に送られた。現存する正税返却帳として承暦二年（一〇七八）の出雲国のものがある（平・一一六一）。

- (4) **意を判：書写す** 判官は主税寮の判官（允）を指す。主税允に伝えて便宜を図ってもらい、実際の書写は主税属が行うということ。

【内容と解釈】

第一条は不与状と勘畢税帳を任国に携行する際の心得である。不与状と勘畢税帳はいずれも前司の不正を防止するとともに、新司が任期

を終え任を離れる際に、自身の後任の国司との交替手続きを円滑に進めるためにも必要な文書であった。

註(2)で述べたように、不与状は交替に際して作成されるものであった。よって「清書」する不与状とは、以前の国司同士の間で作成された勘解由使に提出された不与状ということになる。第二十条には現地の交替政において新司が前司から受け取るべき公文が記されているが、そこに「代々不与状」が含まれている。不与状を在京のうちに書写し携行していくのは、現地で「代々不与状」と照合するためであったと考えられる。

一方、税帳に関しては十世紀後半以降、毎年行われるべき税帳勘会が任終年もしくは得替後にまとめて行われるようになっていた。本条も交替手続に備えて勘畢税帳、つまり一年ごとではなく任期全体を対象とした正税返却帳を書写するとされており、このような実態を踏まえた記述となっている。

さらに参考になるのが受領功過定の審査項目の変化である。寺内浩氏によると、十世紀後半以降、受領功過定において実態に即した新しい審査項目が設定される一方で従来からの審査項目が形骸化するのに対し、勘解由勘文（不与状の審査に関する文書）だけは審査され続けた。しかし、それすらも十一世紀に入ると意味を失っていったと考えられており、これらの変遷を踏まえると、不与状と勘畢税帳を写して現地まで携行するという本条の心得は十一世紀以前の様子を反映したものかもしれない。

【関連史料】

上野国交替実録帳（『群馬県史』資料編四・原始古代四、平・四六

○九)、出雲国正税返却帳(平・一一六一)

【参考文献】

青木和夫『古代豪族(日本の歴史 五)』(小学館、一九七四)、
佐々木恵介「受領と日記」(山中裕編『古記録と日記』下、思文閣出版、一九九三)、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五)、寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』塙書房、二〇〇四、初出一九九四)、同「受領考課制度の変容」(同上書、初出一九九七)、『出雲国正税返却帳』を中心とした平安時代中期財政と公文勘会の研究』(平成十七年度～平成十九年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、研究代表者…大日方克己、二〇〇八)

(吉松 大志)

◇第二条

一、赴任國吉日時事

新任之吏赴任國之時、必擇吉日時可向。但雖云吉日、世俗之説、降雨之日尤忌之。出行亦改吉日、更出行耳。是任人情非有必定。

【校訂註】

- (1) ↓補注
- (2) 之…「定」「之」に重書(紅)、「定」(伴)
- (3) 雖…「雖」「雖」と傍書(葉)、「難」(紅・東・伴・大)

補注

紅は書き出しが現状「一、赴任之吏赴任國…」となっており、事書がない。おそらく紅の書写をおこなった人物が、親本の「一、赴任」までを写したところで次行の「任」に目移りをし、続けて「之吏赴任國…」と書いてしまったためにこのような状態となっているのである。一方伴はまず紅と同じ文を書き、そのうえで一行目の右に「一、赴任國吉日時事」を補っている。そして「一、赴任之吏赴任國…」の「一」を抹消し、「赴」に「新」と傍書して、他本の本文と同じ文章に訂正している。

【書き下し】

一、任国に赴く吉日時事

新任の吏任国に赴くの時、必ず吉日時を択び下向すべし。但し吉日と云ふと雖も、世俗の説、降雨の日尤も之を忌む。出行も亦吉日を改め、更に出行するのみ。是人情に任せ必定有るに非ず。

【註】

(1) 吉日を改め 改めて吉日を選定するということ。

【内容と解釈】

本条は任国への出発にはよい日と時を選べという内容である。世俗の説では吉日でも雨が降ってれば出発を忌避し、改めて吉日を選定し出発するとされるが、一方で赴任者の判断によるとも記されている。吉日時については第七条・第九条・第十一条など国務条事の多くの条文にあり、第九条では在京中に陰陽師に選定させておくものとされている。古記録には受領がどの時刻に出発したかが記されている記事

が散見される。例えば『小右記』寛仁三年（一〇一九）二月二十七日条には遠江守藤原兼成が「明日辰剋赴任」とあり、翌二八日には「遠江守兼成朝臣辰時赴任、晝更令申無陰陽師祿袴之由、付使遣之」とある。実質は赴任前日に兼成の出発時刻を知り、当日に必要な物資を送っており、こういった情報は広く当時の貴族層の知るところとなっていた。

また『群載』卷十五には、陰陽寮官人が国司赴任やその後の諸務の吉日時を勘申した文書が見える。これによると、「出門日時」と「進発日時」に別々の吉日時が記載されている。国司が任国へ出発するに際しては、出門の儀と実際の進発が別々の日に行われたようである。

出門の儀と進発の様子については『時範記』に詳しい。時範はまず山城介頼季の家に向かい、吉方とされた門において陰陽師らとともに出門の儀を行った。続いて神宝を先頭に、武士をしんがりにして進発し、京内を進んで任国である因幡国に赴いていった。実際には出門の儀の数日後に出発する場合も多かったようであるが、時範は出門の儀のあとそのまま進発し、任地に向かったようである。

【時範記との対応】

○承德三年（一〇九九）二月九日条

辰剋向山城介頼季宅。自此家可出門之故也（申方門）。巳剋前少将・信濃権守・相摸守・参河権守・進藏人被来。聊羞小饌。同剋丹後守進発。頃之大炊頭光平来臨。依可反閑也（丹州相兼）。次出門。陰陽師在前。次下官。宿袍（薄色指貫）、取笏着深沓、在前（行力）、乗馬（黒毛）在傍。弁侍在予後。閑反（反閑）。了参河権守取祿（女装束一具）与光平。次出自申方門。神宝在前（小櫛二合、有柄）。荷丁一人着退紅色狩衣・禪等持之。行事時兼前行。共（供）人并送

人々、進藏人被相送。次弁侍、次下官、次引馬武士。自大宮南行、自六条西折、自朱雀南行、自七条西行、於西七条边撤衣冠着布衣。今日出門直以進発也。

【関連史料】

『群載』卷十五・賀茂家榮下向任国雜事日時勘文、『小右記』寛仁三年二月二七・二八日条

【参考文献】

青木和夫『古代豪族（日本の歴史 五）』（小学館、一九七四）、坂本太郎「上代駅制の研究」（『坂本太郎著作集』八、吉川弘文館、一九八九、初出一九二八）、土田直鎮「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四）、村井康彦『平安貴族の世界』（徳間書店、一九六八）

（吉松 大志）

◇第三条

一、出行初日、不可宿寺社事

世俗説云、不食素餅、不聽凶事、不宿寺中、不寄社頭云々。但今世之人、只隨氣色耳。

【校訂註】

- (1) 素…「素」「素」と傍書（伴）、「素」（大）
- (2) 聽…「愁」（紅）、「愁」「聽」と傍書（伴）
- (3) 宿…脱（紅）、脱「宿」を補（伴）

- (4) 社：「初」「社」と傍書（伴）
 (5) 只：「亦」（紅・東・伴・大）

【書き下し】

一、出行の初日、寺社に宿すべからざる事

世俗の説に云はく、素餅¹⁾を食さず、凶事を聴かず、寺中に宿さず、社頭に寄らずと云々。但し今世の人、只気色に随ふのみ。

【註】

- (1) 素餅 伴本の傍書と国史大系本のみ「素餅」とし、他の諸本はみ

な「素餅」とするが、「素餅」なる食物は他の史料には見えない。素餅（さくべい）は古代の史料にもよく見られる食物であるので、おそらく祖本には「素」とあったものが書写の過程で誤って「素」となってしまったのであろう。以下、素餅について述べる。素餅とは小麦粉などを練り合わせて、なわの形にねじったもので、茹でて食したとされる（ただし油で揚げたとする説もある）。『和名抄』には「無木奈波」とある（巻十六飲食部〔二十卷本〕）。古代では祝い事の食品として用いられ、朝廷でも正月の節会や内宴などで食され、また七月七日に瘧病除けのために素餅を食す民間行事が朝廷でも採用されたとされる。

このように素餅は晴れの場で食されるものであるにもかかわらず、本条では国司の赴任初日に食するのを避けるべきものとして挙げられている。『玉葉』にも「嫁娶之後三ヶ年、不取素餅於家中云々」と、嫁を娶ってから三年の間は素餅を家の中に入れないとする説が見られ（治承四年〔一一八〇〕七月七日条）、本条と

同様に素餅を忌避すべき対象として扱っている。平安後期く鎌倉初期において、このような認識があったことは確かであるが、なぜこのような認識に至ったのか、詳細は不明である。後考に俟ちたい。

また足立勇氏は、素餅は素麵（さくめん）のことで、それが音便によつて素麵（さうめん）となったとしており、また諸々の史料においても江戸時代頃から素餅と素麵は混同されたようである。本条における「素」と「素」の混乱もそのような状況を反映したものかもしれない。

【内容と解釈】

任国への出発初日には寺社に宿泊してはならないと一つ書きにはあるが、本文では素（素）餅を食べること、凶事を聞くこと、寺に宿泊すること、神社に寄ることを忌避すべき行為とする「世俗説」があげられている。ただし、今の世の人はその時の個人の意向に随うとあって世俗の説は厳守すべきものとまではされておらず、第二条と同様、実際には臨機応変な対応がなされたと思われる。

『時範記』によると、時範は出発初日の晩に山崎に宿し、八幡宮の別当から饌を受けているが、八幡宮の境内に立ち寄った様子はない。あるいはこれも本条にみえるのと同様の意識に基づき、社頭に近づくことを避けたためかもしれない。

【時範記との対応】

○承徳三年（一〇九九）二月九日条
 今日出門直以進発也。未剋宿山崎。八幡別当設饌。

【参考文献】

青木和夫『古代豪族（日本の歴史 五）』（小学館、一九七四）、木村茂光「日本古代の索餅について」（同編『粉食文化論の可能性（も）のから見る日本史 雑穀Ⅱ』）青木書店、二〇〇六）、櫻井秀・足立勇共著『日本食物史』上（雄山閣出版、一九七三）、須田昭義「索餅というもの」（『人類学雑誌』六〇・一、一九四八）、関根真隆「奈良朝食生活の研究」（吉川弘文館、一九六九）、土田直鎮「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四）、山中裕『平安朝の年中行事』（塙書房、一九七二）

（吉松 大志）

◇第四条

一、出京・關間、奉幣道神事

出京之後、所宿之處、蜜々奉幣道神。即令行願途中平安之由。

【校訂註】

- (1) 關…「開」「開」「開」と傍書（伴）
- (2) 奉…脱「奉」を補（伴）
- (3) 幣…「幣」（紅）
- (4) 道…下に「祖」を補（伴）、下に「祖」あり（大）
- (5) 蜜…「密」（史・豊・伴・大）
- (6) 幣…「幣」（紅）
- (7) 道…下に「祖」を補（伴）、下に「祖」あり（大）
- (8) 令…「今」「令」と傍訂（伴）

- (9) 行…「行」「祈」と傍書（伴）、「祈」（大）

【書き下し】

一、京・関を出づる間、道神に奉幣する事
 京を出づるの後、宿る所の処、蜜々に道神に奉幣す。即ち途中平安の由を行願せしむ。

【註】

- (1) 京・関 関については⑤文書の【文書の位置つけ・機能】を参照。事書きは「出京・關間」、事実書きは「出京之後」とするが、いづれにしても京から任国までの間を意味する。なお、京周辺の境界について、十世紀に和邇・会坂・大枝・山崎で行う四堺祭が成立し、平安京を中心とする新たな境界認識が形成されたことも指摘されている（仁藤智子「古代における王権の空間認識」『平安初期の王権と官僚制』吉川弘文館、二〇〇〇）。その中でも、相坂は古くから手向けの山とされ、境界における道神への奉幣の好例と考えられる。

- (2) 道神 『和名抄』はタムケノカミと訓じ、道祖（サヘノカミ）・岐神（フナトノカミ）とともに挙げる（巻二鬼神部（二十卷本））。さえぎりとめる神である。『万葉集』四〇〇九番では「美知能可味多知（道の神たち）」とあり、この頃には特定一神でないことがうかがえるが、平安末から中世にかけて道祖神として統合されていく。また、道祖神信仰の原点は、七世紀後半に百済から輸入した都城祭祀の道饗祭ともされている（平川南「道祖神信仰の源流」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三三三、二〇〇六）。

【内容と解釈】

京を出た後、宿泊する所々で密々に道神へ奉幣し、道中の平安を祈るべきことが記されている。

当時の旅には病氣・怪我や強盗、鬪乱等がつきものであり、道中の安全祈願は広く行われていた。このことは旅路を詠んだ和歌からも分かり、菅原道真の歌に「このたびは幣もとりあえずたむけ山紅葉の錦神のまにまに」(『古今集』四二〇番)、『土佐日記』承平五年(九五)正月二六日に「わたつみの道触りの神に手向する幣の追風止まず吹かなむ」とあり、道神への奉幣は旅と深く結びついた風習であったといえよう。

当然、国司の downward にも多くの危険が伴ったと考えられ、道神への奉幣の他、第五条のような武力を有する郎等の同行も、道中の安全対策の一つであった。

【関連史料】

『和名抄』卷二鬼神部(二十卷本)、『万葉集』四〇〇九番、『古今集』四二〇番、『土佐日記』承平五年正月二六日

【参考文献】

大久間喜一郎「道陸神の影」(『国学院雑誌』七十・十、一九六九)、倉石忠彦「古代の境界認識」(『道祖神信仰の形成と展開』大河書房、二〇〇五、初出一九九七)、館野和己「古代の関と三関」(『条里制古代都市研究』二四、二〇〇九)

(宮川 麻紀)

◇第五条

一、制止途中鬪乱事

新任之吏、赴向任國之間、郎等・従類之中、或奪取人・物、或鬪乱同僚。⁽⁴⁾仍郎等之中、撰定清廉勇士、令制止件事。⁽⁷⁾

【校訂註】

- (1) 任…「他」(「任」一本)と傍書(史)、「他」(豊)
- (2) 取…「所」(伴)
- (3) 鬪…「國」(紅)、「国」(鬪)と傍書(伴)
- (4) 僚…「僚」(「僚」と傍書)(伴)
- (5) 郎…「即」(伴)
- (6) 中…「旨」(紅)、「旨」(中)と傍訂(伴)
- (7) 清…「請」(紅・東)、「請」(清)と傍書(伴)

【書き下し】

一、途中の鬪乱を制止する事

新任の吏、任国へ赴き向かふの間、郎等⁽¹⁾・従類⁽²⁾の中、或は人・物を奪取し、或は同僚と鬪乱す。仍て郎等の中、清廉なる勇士を撰定し、件の事を制止せしむ。

【註】

- (1) 郎等 早くは寛平元年(八八九)宇佐八幡宮行事例定文(平・四五四九)に見えるが、その存在が確実になるのは十世紀以降で、『土佐日記』承平四年(九三四)十二月二六日などに登場する。

その性格については、国司の私的な臣下とする説や、国司に配された半官人的存在とする説など諸説ある。

十世紀頃には受領の郎等が所目代や国使に配され、国司の私的権力機構の担い手となっていく。実際、永延二年（九八八）尾張国郡司百姓等解文の第十六・二十七条には、彼らの武力を伴う徴税行為が描かれている。こうした郎等には、十一世紀初頭まで諸国介・掾クラスが多く任じられているが、畿内では刀彌など在地有力者も多い。ところが、十一世紀中・末期には中央官の肩書きを持つ者が増え、やがて在庁官人により排除されていく。

(2) 従類 『将門記』や尾張国郡司百姓等解文の第七・三十条にも見える。従類には、指揮者に農業経営を通じて従属する農奴的なものと、都市へ流入して「不善之輩」と称される傭兵的なものがあった。このうち、国衙の官吏として雇用されたのは後者である。尾張国郡司百姓等解文の従類はその好例であり、伴類と総称される有官散位の官人等に指揮された。本条の従類も郎等に率いられた同様の役割を担ったであろう。

【内容と解釈】

赴任の道中には、人や物を強奪したり、同僚と闘乱を起こしたりする郎等・従類があった。そのため、郎等の中から品行方正な勇者を選び、その制止に当たらせることを記している。

第四一条も武芸に秀でた者を隨身すべきことを記しており、郎等には国司の私的武力としての役目もあった（石井進「中世成立期の軍制」『石井進著作集』五、岩波書店、二〇〇五、初出一九六九・一九七二）。しかし、その武力のために郎等同士の闘争も生じ、本来それ

を制止すべき郎等まで闘争の中心となる事態がしばしば起きた（『今昔』二五・四）。

また古記録には、肥後守為愷が郎等に殺害される事件が見える。（『小右記』寛弘二年（一〇〇五）八月五日条）。

【関連史料】

『今昔』二五・四、『小右記』寛弘二年八月五日条

【参考文献】

松本彦次郎「郎等について」（『日本文化史論』河出書房、一九四二、初出一九〇九）、林屋辰三郎「院政と武士」（『古代国家の解体』東京大学出版会、一九五五、初出一九五二）、吉田晶「平安中期の武力について」（『ヒストリア』四七、一九六七）、石井進「中世成立期の軍制」（『石井進著作集』五、岩波書店、二〇〇五、初出一九六九・一九七二）、飯沼賢司「王朝国家期の地方支配に関する一考察」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊七、一九八二）、久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造」（『学習院史学』十七、一九八二）、中原俊章「在庁官人制の成立と展開」（『中世王権と支配構造』吉川弘文館、二〇〇五、初出一九八三）、日露野好章「従類」考」（『湘南史学』十二、一九九一）、森公章「国務運営の諸相と受領郎等の成立」（『東洋大学文学部紀要 史学科篇』三一、二〇〇五）

（宮川 麻紀）

◇第六条

一、前使立¹⁾吏幹勇堪郎等一兩人、令點定夕宿所事

追前途之間、自経日月、若無支度到晚景、則自有不合事。仍前立件郎等一両、可令點定夕宿。若有不合事者、一人還來可申事由。即為途中用意也。但點所々間、不可致隣里之愁。又隨形進止耳。

【校訂註】

- (1) 立…「直」「立」と傍書(伴)
- (2) 幹…「誇」「紅」、又「誇」「幹」と傍訂(伴)
- (3) 追…「追」「進」と傍書(伴)、「進」「大」
- (4) 支…脱(東)、「支」「支」と傍書(伴)
- (5) 到…「至」(伴・大)
- (6) 前…「若」「前」と傍訂(東)
- (7) 両…下に「人」あり(伴・大)
- (8) 點…「黙」(伴)
- (9) 即…「郎」(史)
- (10) 為…「有」(紅・伴・大)
- (11) 點…「黙」「點」と傍書(伴)
- (12) 々…「々」「之」と傍書(伴)、「之」「大」
- (13) 致…「然」(底・葉・史・豊)、「既」「紅」「既」「致」と傍書(伴)
- (14) 又…「文」「又」と傍書(伴)
- (15) 形…「乱」(紅・大)、「乱」「形」と傍書(伴)
- (16) 進…「近」(紅・東)、「近」「進」と傍書(伴)
- (17) 耳…「畢」(史・豊)

【書き下し】

一、前に吏幹にして勇堪なる郎等一兩人を立てしめ、夕の宿所を点定せしむ事

前途を追ふの間、自ら日月を経るに、若し支度無くして晩景に到れば、則ち自ら合はざる事有り。仍て前に件の郎等一両を立て、夕の宿を点定せしむべし。若し合はざる事有らば、一人還り来たりて事由を申すべし。即ち途中の用意を為すなり。但し所々を点ずる間、隣里の愁を致すべからず。又形に随ひ進止するのみ。

【註】

(1) 吏幹 官吏たるに十分な才幹。官吏としての優れた才幹。

【内容と解釈】

郎等一々二人を先行させ、宿泊場所を定めさせるべきことを記す。その際、宿が見つからないなど不都合が生じて、先行者の一人が帰って報告すれば、受領等は他に宿を探すなり食事の用意をするなり、備えることができるとしている。また、宿を探す際には、隣里を煩わせてはならないこと、形式に随って行うことも述べている。

『時範記』には、路次の国司が鋪設した駅家や仮屋などに宿泊した事例がみえる。もともと八世紀には、国司館が宴の場として使用されており、『万葉集』三九五六番に大目の館の「客屋」が見える。また、上野国交替実録帳によれば、郡司館にも「宿屋」「向屋」など宿泊・饗宴の空間があり、国司館と同様の役割を担っていたと考えられる。

また、本条は第五条とともに、郎等の性格を物語る史料でもある。第四十・四一条では、受領が能書の者や武芸堪能な者を従者とすべきことを記しており、郎等も各自の能力により任用されたと考えられる。

そうした郎等の中には、『新猿樂記』の四郎君のように交通・運輸部門に能力をもつ者もあり、彼らは赴任・帰京時の交通や宿泊場所の手配に大きな役割を果たしたのであろう。

【時範記との対応】

○承德三年（一〇九九）二月九日条

未剋宿山崎。八幡別当設饌。

○二月十日条

申剋宿撰州武庫郡河面御牧司宅。撰津守送馬・酒肴等、兵衛大夫行李送酒。

○二月十一日条

申剋着播磨明石駅家。国司被儲饗饌・菓子・菊秣等。

○二月十二日条

未剋着高草駅家。国司鋪設、被送粮米・菊秣等。今日寒風懷烈、輕砂坐飛。入夜国司被送馬一疋。

○二月十三日条

申剋宿佐余〔用〕。国司被送粮米・菊秣等。

○二月十四日条

未剋着美作国境根飯屋。国司被儲之。亦有饗饌・菊秣等。以使者令而〔問力〕故実於官人等。官人在宮人原云々。入夜使還来。

【関連史料】

『万葉集』三九五六番、上野国交替実録帳（『群馬県史』資料編四・原始古代四、平・四六〇九）、『新猿樂記』

【参考文献】

石井進「中世成立期の軍制」（『石井進著作集』五、岩波書店、二〇〇五、初出一九六九・一九七二）、飯沼賢司「王朝国家期の地方支配に関する一考察」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊七、一九八一）、久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造」（『学習院史学』十七、一九八二）、鬼頭清明「国司の館について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』十、一九八六）

（宮川 麻紀）

◇第七条

一、擇吉日時入境事

在京之間、未及吉日時者、逗留邊下。其間、⁽¹⁾官人・雜任等⁽²⁾慮外来着、⁽³⁾令申事由者、⁽⁴⁾随形召上、⁽⁵⁾可問國風。但可随形、⁽⁶⁾專不可云無益事。外國之者、⁽⁷⁾境迎之日、⁽⁸⁾必推量官長之賢愚。

【校訂註】

- (1) 間…「國」（史・豊）
- (2) 雜…「難」（紅・東）、「難」（「雜」と傍書）（伴）
- (3) 任…「任」（「仕」と傍書）（伴）、「仕」（大）
- (4) 形…「乱」（紅・伴・大）
- (5) 問…「問」（底・葉・東）、「聞」（史）
- (6) 形…「乱」（紅・大）、「乱」（「形」と傍書）（伴）
- (7) 迎…「遷」（「迎」（一本）と傍書）（史）、「遷」（豊）
- (8) 推量…「權景」（東）

【書き下し】

一、吉日時を扱ひて境に入る事

在京の間、未だ吉日時に及ばざれば、⁽¹⁾ 辺下に逗留す。其の間、⁽²⁾ 官人・雑任等慮外に來着し、事由を申さしめば、形に随ひ召し上げ、⁽³⁾ 国風を問ふべし。但し形に随ふべくして、専ら無益の事を云ふべからず。外国の者は、⁽⁴⁾ 境迎の日、必ず⁽⁵⁾ 官長の賢愚を推量す。

【註】

(1) 在京の…逗留す やや意味がとりにくく、脱文が存するものと推測される。【内容と解釈】参照。

(2) 辺下 ここでは国境の辺りの意味。『時範記』によると、平時範は境迎の前日に美作国の境根の飯屋で饗応を受けているが、この境根の地が本条の辺下にあたる。

(3) 官人・雑任等 いわゆる在庁官人と、その下で働く書生など下級官人の総称。いわゆる在庁官人については、特に十二世紀以前においてこれを「在庁」と「官人」とに分け、官人を在庁の上に立つ介以下の四等官とする見解もあるが（義江彰夫『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』東京大学出版会、一九七八）、反論も提出されている（小原嘉記『平安後期の任用国司号と在庁層』『日本歴史』七三五、二〇〇九）。ここではそのような区分にこだわらず、「官人・雑任等」で介以下の在国の官人全般を指すと解してよいであろう。

(4) 境迎 「坂迎」とも書く。新司の任国への到着に際し、在庁官人たちが国境で出迎え、両者が対面する儀式。その後には饗宴も行われる（『今昔』二八・三九）。

(5) 官長 官司の長官。ここでは国守＝受領のこと。

【内容と解釈】

本条は、任国の国境に臨むに際しては吉日・吉時を選ぶべきことを指示するものである。また、吉日を待つ間に在庁官人たちが到來してしまった場合はその国の風土・風習を尋ねること、その際には作法に則って応対し、余計なことは口にせず、彼らに悪印象を与えないことが重要であることも述べる。

冒頭の「在京の間、未及吉日時者、逗留邊下」の部分は、このままでは文意が通じにくい。おそらく脱文が存し、本来は「在京中に吉日・吉時を選定しておき、国境に到着してもその日時に達しないときは付近で待機する」といった意味であったのだろう。在京中にあらかじめ吉日・吉時を選定しておいたことは、『群載』卷十五・賀茂家栄下向任国雑事日時勘文から知られる（第二条・第九条なども参照）。『帥記』にも「仍殊選吉日可入境着府并神拜也」と見え、当時の受領たちの認識がうかがわれる（寛治二年（一〇八八）八月一日条）。

『時範記』を参照すると、平時範は境迎の前日に美作国の境根の飯屋に至り、そこで饗応を受けつつ使者を派遣して、「官人原」に参集してきた在庁官人たちに「故実」を尋ねさせている。使者を介してではあるが、境迎に先立ち任国の慣例を確認していることは、本条の内容に対応するものである。

また『今昔』二五・五の冒頭には、陸奥国の武士たちは前々の国守たちのことは軽んじていたのに、新司藤原実方中将は高貴な公達であったため厚く饗応し、昼夜の宮仕えも怠らなかつたとある。在国者が受領の資質に応じて態度を変化させた事例であり、だからこそ受領

は在庁官人たちへの対応に気を配る必要があったのである。

【時範記との対応】

○承德三年（一〇九九）二月十四日条

未廻着美作国境根飯屋。国司被儲之。亦有饗饌・菊秣等。以使者令而〔間カ〕故実於官人等。官人在宮人原云々。入夜使還来。

【関連史料】

『群載』卷十五・賀茂家榮下向任国雜事日時勘文、『帥記』寛治二年八月一日条、『今昔』二五・五

【参考文献】

土田直鎮「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四）、村井康彦『平安貴族の世界』（徳間書店、一九六八）

（山本 祥隆）

◇第八条

一、境迎事

官人・雜任等、⁽²⁾任例来向。⁽⁴⁾或國隨身印鑑参向、或國引率官人・雜任等⁽³⁾参會。其儀式随土風而已。⁽⁸⁾参着之間、若當悪日者、暫返國廳、吉日領之。

【校訂註】

- (1) 迎…「遷」〔「迎」へ一本〕と傍書（史）、「遷」（豊）
- (2) 雜…「難」〔紅・東〕、「難」〔「雜」〕と傍書（伴）

(3) 任…「任」〔「仕」と傍書〕（伴）、「仕」（大）

(4) 任…脱（東）

(5) 或…「或」〔「或」と傍訂〕（豊）

(6) 率…「卒」〔伴・大）

(7) 任…脱（葉）、「仕」（大）

(8) 土…「出」〔紅〕、「出」〔土〕と傍書（伴）

(9) 着…「差」〔葉）

【書き下し】

一、境迎の事

官人・雜任等、例に任せて来向す。或る国は印鑑を隨身して参向し、或る国は官人・雜任等を引率して参會す。其の儀式は土風に随ふのみ。参着の間、若し悪日に当たれば、暫く国庁に返し、吉日之を領す。

【註】

(1) 境迎 さかむかえ 第七条の註(4)参照。

(2) 官人・雜任等 第七条の註(3)参照。

(3) 例 各国で古くより行われている慣例。下文の「土風」に同じ。

(4) 印鑑 国印および正倉のカギ。天延二年（九七四）に尾張国の百姓が国守藤原連貞を排斥し藤原永頼を迎え入れた際、永頼宅に印鑑を隨身していることに端的に表れているように、国司の権威・権力の象徴としての意味を有していた（『紀略』五月二三日条）。

なお、鑑を印を納める櫃のカギとする見解もあるが（牛山佳幸「印鑰神事と印鑰社の成立」『小さき社』の列島史』平凡社、二

〇〇〇、初出一九七八・一九八三)、櫃のカギは「匙」と表記されるのが一般的であり(宮原武夫「不動産の成立」『日本古代の国家と農民』法政大学出版局、一九七三、初出一九六三)、やはり本来的には正倉のカギを意味すると考えるべきであろう。それが正税・正倉の形骸化に伴い印櫃のカギと見なされるようになってきたものと思われる。

- (5) **国庁** 国府の中核をなす官舎。正殿の東西に脇殿を持つコの字型配置を基本型とし、国司の政務・儀式の場となった。ただし国務が国司館で執られるようになるのに伴い十世紀以降は廃絶に向かったと考えられているため、その後はおそらく、国司館を中心とし新たに成立してきた税所・田所などの所々を含んで再編成された国務執行機関を「国庁」と称したのである。また、『今昔』二六・五では「庁」と「館」が同義で用いられており、あるいは国司館そのものを指す場合もあったと考えられる。

【内容と解釈】

本条は、在庁官人たちが新たな支配者たる新司を出迎える儀式である境迎に関するものである。その次第は国により異なるが、すべてその国の慣例にしたがうとする。

「参着之間」以下はやや難解であるが、「領」は印鑑の受領を指すこと解しうるため、境迎の際に印鑑授受を行うことが慣例となっている国でも、もし悪日に当たった場合は行わず、吉日に改めて受領する、という意味であろう。

右のとおり、本条は境迎の時点で印鑑授受を行う国もあるとするが、国務条事では第十一条に印鑑受領のことが記されており、また『時範

記』でも惣社西舎に着いたのちに行われていることから、この時点では行わないほうが一般的であったと考えられる。

かように多様性を含む境迎の儀であるが、ひとつの事例を『時範記』より確認したい。それは、受領たる平時範が束帯・帯剣姿で「鹿跡御坂」に臨み、下馬し峰の上で西を向く。在庁官人たちは峰の下で南を向き整列する。まず神宝がもたらされ、そのうち官人たちが一人ずつ名乗りをあげる。それに応じて時範も官人たちに揖(笏を取り会釈すること)を返す、というものであった。

なお、境迎には饗宴も付属した。『時範記』においても智頭郡の駅家に移動したのちに行われているが、そこで時範は先例にならない、饗の「退」(余り物・おこぼれの意味か)を智頭郡司に与えている。また『今昔』二八・三九では境迎の饗宴において、信濃国の風習として国内で多くとれる胡桃をつくした饗が設けられており、さらには万事に通じた古老たる介が「この国では胡桃をすり入れた古酒を新司に進めるのが古くからの習わしである」と語り、守に盃を強要している。諸事に国ごとの慣習が存在したこと、受領はそれに従わねばならなかったことがうかがわれる。

【時範記への対応】

○承德三年(一〇九九)二月十五日条

卯剋着束帯々釵(釵)、騎黒毛馬越鹿跡御坂。未出峯下馬、立峯上、西面。官人以下立峯下、南面。先是神宝前行。(々脱力)事相従。弁侍在下官後。称前官人以下称籍。次下官揖官人。次騎馬。官人騎馬先行、弁侍在下官後、僕従等在其後。巳剋至于智頭郡駅家、簾中居饗。先食餅、先(次力)啜粥。以其退給智頭郡司。依先例也。

【関連史料】

『今昔』二八・三九、『紀略』天延二年五月二三日条

【参考文献】

青木和夫『古代豪族（日本の歴史 五）』（小学館、一九七四）、佐藤宗諒「古代末期の国府」（『シンポジウム「古代の国府」』『国立歴史民俗博物館研究報告』二十、一九八九）、佐藤信「宮都・国府・郡家」（『日本古代の宮都と本簡』吉川弘文館、一九九七、初出一九九四）、同「古代の地方官衙と社会（日本史リブレット 八）」（山川出版社、二〇〇七）、土田直鎮「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四）、村井康彦『平安貴族の世界』（徳間書店、一九六八）

（山本 祥隆）

◇第九条

一、擇吉日時入館事

着館日時⁽¹⁾、在京之間、於陰陽家令撰定。若卒去吏替之時⁽²⁾、或改居所可々⁽⁷⁾。

【校訂註】

- (1) 着…「箸」(伴)
- (2) 時…「特」(東)
- (3) 於…「出」「於」と傍書(伴)
- (4) 卒去…脱(東)

- (5) 去…「市」(紅)、「市」「去」と傍書(伴)
- (6) 吏…「交」(史・豊・大)
- (7) 々…脱(紅・伴)、「也」(大)

【書き下し】

一、吉日時を扱びて館に入る事

着館の日は、在京の間、陰陽家に於て撰定せしむ。若し卒去の吏替はるの時、或は居所を改むるは可とすべし。

【註】

- (1) 館 国司館。本来は国司の居館であったが、早く八世紀段階で種々の饗宴が行われていた様子がうかがわれ（『万葉集』四二五〇番など）、九世紀以降は官舎帳に載せられるようになるなど（『三代格』卷七・弘仁五年（八一四）六月二三日官符）、徐々に国庁に替わり国務執行の場となっていた。
- (2) 卒去の吏替はるの時 前司の死去により国司が交替する時の意。このような場合、新司が死穢を嫌って国司館を建て替えることがあった。【内容と解釈】参照。
- (3) 居所 ここでは国司館のこと。

【内容と解釈】

本条は、国司館への入館には吉日・吉時を選ぶべきことを述べる。その日時を在京中にあらかじめ選定しておくことは、第二条・第七条などと同様である。

『時範記』によると、平時範は境迎の饗宴のち一旦「惣社西仮

屋」で饗応を受け、それから「惣社西舎」に入っている。この「惣社西舎」においてその後には請印の儀や印鑑授受が行われており、これが国司館に該当するものと思われる。

また本条後半では、前司の死去に伴う交替の際には居館を改めることも可能であるとの見解が示されている。一方『三代格』巻七・弘仁五年（八一四）六月二三日官符では、「百姓勞擾莫不由此」との理由でみだりに国司館を増改築することを禁じている。特に同官符の引く天平十年（七三八）五月二八日格（『統紀』）は天平十五年にかけるとは、国司たちが増改築の理由を死穢の忌避に求めることを直接指弾しており、本条とは正反対の内容を持つ。たびたび禁令が発せられながらもそれが必ずしも遵守されず、実際にはしばしば国司館の増改築が行われ、またそのような傾向は時代を下るにつれて強まっていったものと推察される。

【時範記との対応】

○承徳三年（一〇九九）二月十五日条

入夜着惣社西飯屋、依例儲酒肴。于時戌剋、着束带着惣社西舎（騎馬）。

【関連史料】

『群載』巻十五・賀茂家榮下向任国雑事日時勘文、『三代格』巻七・弘仁五年六月二三日官符、『万葉集』三九四三〜五六番・四二五〇番

【参考文献】

青木和夫『古代豪族（日本の歴史 五）』（小学館、一九七四）、鬼

頭清明「国司の館について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』十、一九八六）、佐藤信「宮都・国府・郡家」（『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七、初出一九九四）、同『古代の地方官衙と社会』（日本史リブレット 八）（山川出版社、二〇〇七）

（山本 祥隆）